

令和3年度 第1回 袋井市国民健康保険運営協議会次第

日時 令和3年8月26日(木) 午後1時30分から
場所 袋井市役所5階 第1委員会室

1 開 会

2 保険者(袋井市長)あいさつ

3 委員紹介

4 会長選任

5 会長あいさつ

6 議 事

(1) 報告事項

- 1 令和2年度袋井市国民健康保険事業実績について
- 2 保健事業の実施状況について
- 3 令和2年度袋井市国民健康保険特別会計決算見込みについて
- 4 令和3年度国民健康保険特別会計予算について
- 5 令和3年度国民健康保険税(課税限度額及び軽減対象基準額等)の制度改正について

(2) 審議事項

国民健康保険制度改革に伴う税率等の改正について

7 その他

8 閉 会

【次回開催予定 令和3年11月18日(木) 午後1時30分開会】

袋井市国民健康保険運営協議会委員名簿

任期 令和元（平成31）年4月1日 から 令和4年3月31日 （3年間）

〈令和3年6月3日現在〉

構成区分	代表区分	氏名	期別	備考
被保険者代表	あんま接骨院	安間 台	1	
		織田 いつ子	3	
		金原則子	4	
		中村邦子	1	
保険医及び 保険薬剤師代表	医師会	伊藤政孝	2	
	医師会	森下浩治	4	
	歯科医師会	小原 信	6	
	薬剤師会	増井洋子	1	
公益代表	市議会	鈴木弘睦	1	R3. 5. 14～
	市議会	立石泰広	1	R3. 5. 14～
	自治会連合会	鈴木孝夫	1	
	学識経験	寺田 整	1	R3. 5. 18～
被用者保険代表	共済組合	鈴木光幸	1	R3. 4. 1～
	健康保険組合	大橋弘明	1	R3. 4. 1～

（事務局及び関係部署）

袋井市長	大場 規之
市民生活部長	乗松 里好
市民生活部保険課長	長島 知義
総合健康センター健康づくり課長	鈴木 立朗
財政部税務課長	中川 東
税務課主幹兼収納対策室長	近藤 昭博
健康づくり課主幹兼検診指導係長	足立 万由美
保険課主幹兼保険給付係長	藤田 晴美
保険課補佐兼国保年金係長	近藤 秀幸
保険課国保年金係主任	大場 拓真

国民健康保険運営協議会に関する法令等 <参考>

○ 国民健康保険法（抜粋）

（国民健康保険事業の運営に関する協議会）

- 第11条 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものであって、第75条7第1項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収、第82条の2第1項の規定による都道府県国民健康保険運営方針の作成その他の重要事項に限る。）を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。
- 2 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律に定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものであって、第四章の規定による保険給付、第76条第1項の規定による保険料の徴収その他の重要事項に限る。）を審議させるため、市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。
- 3 前2項に定める協議会は、前2項に定めるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する事項（第1項に定める協議会にあってはこの法律に定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものに限り、前項に定める協議会にあってはこの法律の定める協議会にあってはこの事務に係るものに限る。）を審議することができる。
- 4 前3項に規定するもののほか、第1項及び第2項に定める協議会に関して必要事項は、政令で定める。

○ 国民健康保険法施行令（抜粋）

（国民健康保険運営協議会の組織）

第3条 国民健康保険事業の運営に関する協議会（第五条第一項及び附則第一条の二において「協議会」という。）は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。

2 委員の定数は、条例で定める。

（国民健康保険運営協議会の委員の任期）

第4条 協議会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第5条 協議会に、会長一人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員がその職務を代行する。

○袋井市国民健康保険条例（抜粋）

（市の国民健康保険事業の運営に関する協議会の委員の定数）

第2条 市の国民健康保険事業の運営に関する協議会（以下「協議会」という。）の委員の定数は、次の各号に掲げる委員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- （1） 被保険者を代表する委員 4人
- （2） 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 4人
- （3） 公益を代表する委員 4人
- （4） 被用者保険等保険者を代表する委員 2人

（委任）

第3条 前条に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、規則で定める。

○袋井市国民健康保険運営協議会規則

（趣旨）

第1条 この規則は、袋井市国民健康保険条例（平成17年袋井市条例第117号）第3条の規定に基づき、市の国民健康保険事業の運営に関する協議会として置く袋井市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）に関し委員の委嘱その他必要な事項を定めるものとする。

（委員の委嘱）

第2条 委員は、被保険者、保険医又は薬剤師、公益及び被用者保険等保険者を代表する者のうちから市長が委嘱する。

（審議事項）

第3条 協議会は、次の事項について審議するものとする。

- （1） 一部負担金の負担割合に関する事項
- （2） 保険税の賦課方法に関する事項
- （3） 保険給付の種類及び内容に関する事項
- （4） 保健事業の実施大綱の策定に関する事項
- （5） 前各号に掲げるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する事項

2 協議会は、前項各号に規定する事項について、市長の諮問に応じ意見を答申する。

（招集）

第4条 協議会の会議は、会長が招集する。ただし、会長が未決定の場合は、市長がこれを招集することができる。

2 会長は、市長の諮問があったとき、又は委員の半数以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、その諮問又は請求のあった日から7日以内に協議会を招集しなければならない。

（定足数）

第5条 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

（表決）

第6条 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（庶務）

第7条 協議会の庶務は、市民生活部保険課において処理する。

（委任）

第8条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

令和3年度

第1回袋井市国民健康保険運営協議会資料

報告事項

- | | | |
|---|---------------------------------------|-------|
| 1 | 令和2年度袋井市国民健康保険事業実績について | |
| | (1) 国民健康保険被保険者（加入者）の状況 | 1～2 |
| | (2) 資格異動の状況 | 1～2 |
| | (3) 国民健康保険税の状況 | 3～6 |
| | (4) 保険給付の状況 | 7～8 |
| | (5) 医療費の適正化対策の状況 | 9 |
| | (6) 納付金等の状況 | 10 |
| | (7) 国民健康保険事業基金の状況 | 10 |
| 2 | 保健事業の実施状況について | 11～13 |
| 3 | 令和2年度袋井市国民健康保険特別会計決算見込みについて | 14 |
| 4 | 令和3年度袋井市国民健康保険特別会計予算について | 15 |
| 5 | 令和3年度国民健康保険税（課税限度額及び軽減対象基準額）の制度改正について | 16 |

審議事項

国民健康保険制度改革に伴う税率等の改正について

資料1

■ その他資料

新型コロナウイルス感染症による国保税減免について
国民健康保険税に係る収納状況について

資料2

資料3

1 令和2年度袋井市国民健康保険事業実績について

(1) 国民健康保険被保険者（加入者）の状況

各年度末現在の被保険者の加入状況は、次のとおりです。

平成26年度から減少傾向
75歳からの後期高齢者医療制度
への移行や平成28年10月以降、
社会保険の適用拡大が主な要因

区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度
人 口 (A)		88,221人	88,316人	88,144人
世帯数 (B)		34,587世帯	35,139世帯	35,443世帯
国保被保世帯数 (C)		10,895世帯	10,726世帯	10,709世帯
加入率 (C/B)		31.5%	30.5%	30.2%
国保被保険者数 (D)		17,813人	17,361人	17,181人
加入率 (D/A)		20.2%	19.7%	19.5%
内 訳	一般 (E)	17,752人	17,359人	17,181人
	割合 (E/D)	99.7%	99.9%	100.0%
	退職 (F)	61人	2人	0人
	割合 (F/D)	0.3%	0.1%	0.0%
再 掲	介護保険2号被保険者数	5,302人	5,144人	4,994人
	加入率	29.8%	29.6%	29.1%
	前期高齢者数	8,190人	8,192人	8,445人
掲	加入率	46.0%	47.2%	49.2%
	外国人加入者数	929人	781人	719人
加入率		5.2%	4.5%	4.2%

(2) 資格異動の状況

(単位：人)

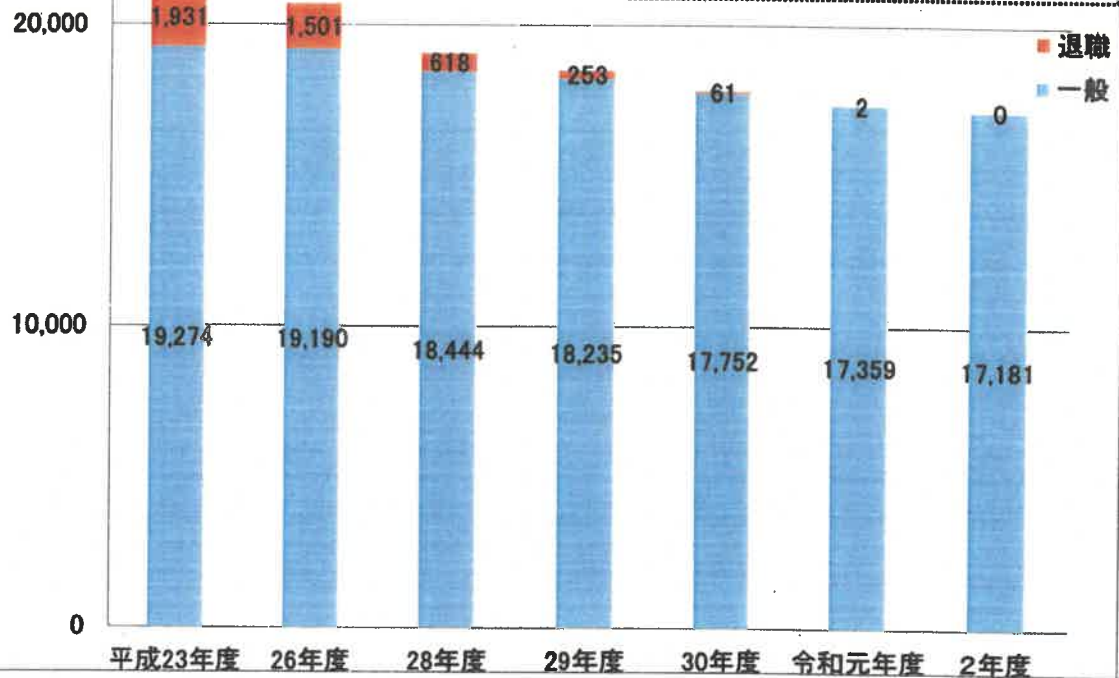
区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
転 入	1,012	894	676
社 保 離 脱	2,805	2,913	2,912
生 保 廃 止	20	14	22
出 生	54	59	60
後期高齢者離脱	0	0	0
そ の 他	26	38	28
増加の合計	3,917	3,918	3,698
転 出	731	699	572
社 保 加 入	2,713	2,564	2,338
生 保 開 始	64	72	76
死 亡	117	119	114
後期高齢者加入	724	715	525
そ の 他	243	201	253
減少の合計	4,592	4,370	3,878
年間の増減	△ 675	△ 452	△ 180

※「その他」は、国保組合から(～)の異動及び職権消除者等の異動

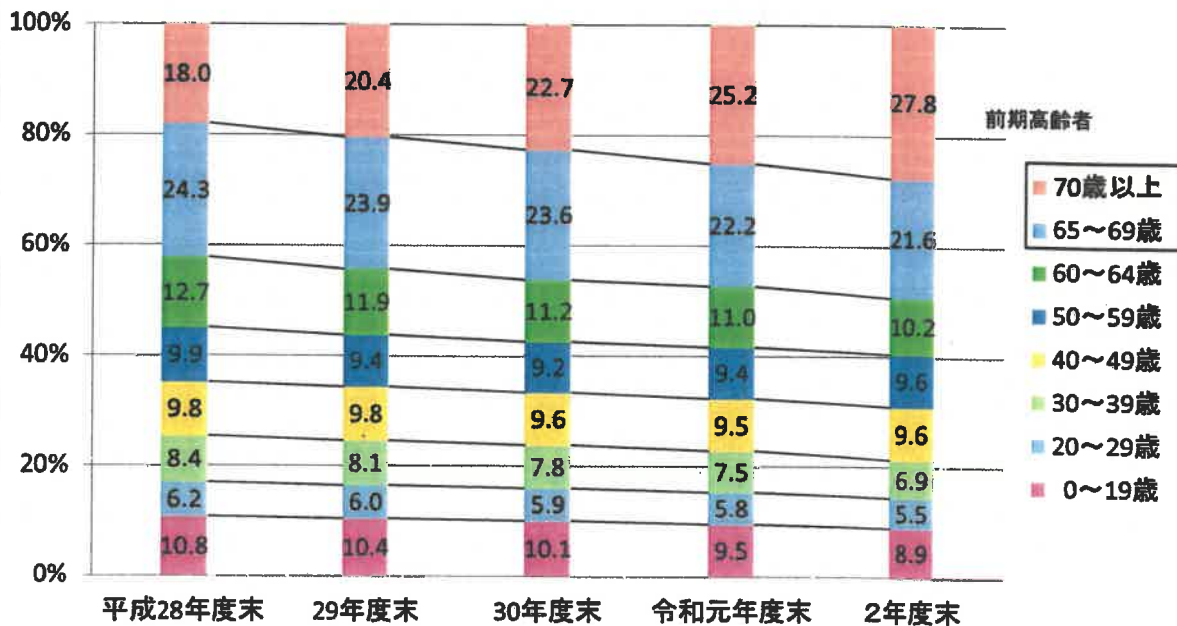
被保険者の加入状況

(単位:人)

退職者医療制度が平成27年3月廃止
5年間の経過措置が終了にともない、
令和2年4月1日現在は「0人」



年齢構成



(3) 国民健康保険税の状況

ア 国民健康保険税の税率等

国民健康保険税は、次の所得割、資産割、均等割、平等割の4つの項目を基に算定し、世帯ごとの国民健康保険税額を決定します。

過去3年度の税率等は次のとおりです（税率は平成20年度以降変更なし）。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
医療分	所得割	5.0%	→	→
	資産割	30.0%		
	均等割	25,300円		
	平等割	25,700円		
	限度額	540,000円		
後期高齢者 支援金分	所得割	1.4%	→	→
	資産割	4.1%		
	均等割	7,200円		
	平等割	6,400円		
	限度額	190,000円		
介護分	所得割	0.95%	→	→
	資産割	4.5%		
	均等割	7,100円		
	平等割	4,500円		
	限度額	160,000円		

<参考> 令和2年度課税の詳細内容

項		目	課税の方法
医療分	応能	所得割	令和元年中の総所得金額等－基礎控除額33万円)×5.0%
		資産割	令和2年度の土地と家屋の固定資産税額×30.0%
	応益	均等割	加入者一人当たり25,300円
		平等割	加入世帯一世帯当たり25,700円
	課税限度額		61万円
後期高齢者 支援金分	応能	所得割	令和元年中の総所得金額等－基礎控除額33万円)×1.4%
		資産割	令和2年度の土地と家屋の固定資産税額×4.1%
	応益	均等割	加入者一人当たり7,200円
		平等割	加入世帯一世帯当たり6,400円
	課税限度額		19万円
介護分	応能	所得割	令和元年中の総所得金額等－基礎控除額33万円)×0.95%
		資産割	令和2年度の土地と家屋の固定資産税額×4.5%
	応益	均等割	加入者一人当たり7,100円
		平等割	加入世帯一世帯当たり4,500円
	課税限度額		16万円

※医療分及び後期高齢者支援金分は、全被保険者が負担対象であることに対し、介護分は、40歳以上65歳未満（介護保険第2号被保険者）が、介護保険料として負担している。

国民健康保険被保険者の課税標準所得・固定資産税（都市計画税は除く）の平均
（単位：円）

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一人当たり課税標準所得額	781,720	747,365	763,032
一人当たり固定資産税額	35,191	35,601	36,942
一世帯当たり課税標準所得額	1,306,974	1,232,472	1,241,999
一世帯当たり固定資産税額	58,835	58,709	60,131

国民健康保険税限度額超過世帯数

（単位：世帯）

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
医療分	268	207	189
後期高齢者支援金分	137	97	111
介護分	34	19	15

イ 応能割と応益割

国民健康保険税には、所得や資産など経済的負担能力に応じて課税される応能割と、被保険者及びその世帯が負担する応益割とがあります。

過去3年間の応能割と応益割の割合は次のとおりです。

（単位：％）

年度	区分	応能割			応益割		
		所得割	資産割	計	均等割	平等割	計
平成30年度		44.3	10.4	54.7	29.0	16.3	45.3
令和元年度		43.1	10.7	53.8	29.4	16.8	46.2
令和2年度		43.3	10.9	54.2	29.0	16.8	45.8

ウ 国民健康保険税の軽減制度

前年中の世帯の総所得金額等が一定基準以下の場合には、税の負担を軽くするため、均等割額と平等割額を減額する制度が設けられています。

(ア) 軽減の種類・判定基準度

本市は、応益割の負担割合と下記の所得区分に基づき、均等割額と平等割額をそれぞれ「7割・5割・2割」軽減しています。

令和2年度所得区分	減額割合
前年の総所得金額等が33万円以下の世帯	7割
前年の総所得金額等が33万円＋{28万5千円×(被保険者数＋特定同一世帯所属者数)}以下の世帯	5割
前年の総所得金額等が33万円＋{52万円×(被保険者数＋特定同一世帯所属者数)}以下の世帯	2割

エ 新型コロナウイルス感染症に伴う国民健康保険税の減免状況

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等が前年と比較し30%以上減少した世帯等に対し、減免を行った。

なお、令和元年度は、令和2年2月1日から3月31日までの納期限分、令和2年度については、全納期分が対象です。

区分	令和元年度	令和2年度
延件数	63件	72件
医療分	1,622,662円	9,168,320円
支援金分	429,527円	2,424,896円
介護分	183,407円	1,021,162円
合計	2,235,596円	12,614,378円

(イ) 国民健康保険税軽減世帯数・軽減額

令和2年度の軽減世帯数及び軽減額は次のとおりです。
軽減世帯の実割合は、46.5% (5,803世帯/12,477世帯) です。

(単位：世帯、千円)

区分	7割減額		5割減額		2割減額		合計	
	世帯数	軽減額	世帯数	軽減額	世帯数	軽減額	世帯数	軽減額
医療分	2,737	96,376	1,684	52,283	1,382	17,769	5,803	166,428
後期高齢者支援金分	2,737	25,942	1,684	14,226	1,382	4,840	5,803	45,008
介護分	1,031	7,735	585	3,162	523	1,163	2,139	12,060
合計	2,737	130,053	1,684	69,671	1,382	23,772	5,803	223,496

世帯数の合計欄は、医療分の数値

エ 令和2年度国民健康保険税収納状況

令和2年度の国民健康保険税の収納状況は次のとおりです。

(単位：円、予算額のみ千円)

区分	予算額	調定額	収入済額	不納欠損額	未収額
現年度	1,664,410	1,776,957,000	1,685,430,101	3,100	91,523,799
一般	医療分	1,333,785,421	1,267,354,390	2,500	66,428,531
	支援分	345,729,713	327,723,176	600	18,005,937
	介護分	97,441,866	90,352,535	0	7,089,331
退職	医療分	0	0	0	0
	支援分	0	0	0	0
	介護分	0	0	0	0
滞繰分	83,950	436,969,914	107,991,881	34,446,514	294,531,519
一般	医療分	313,189,615	77,849,496	24,066,924	211,273,195
	支援分	84,090,828	20,962,075	6,483,235	56,645,518
	介護分	32,899,376	7,857,698	2,821,391	22,220,287
退職	医療分	4,618,302	907,334	714,485	2,996,483
	支援分	1,200,937	220,541	196,534	783,862
	介護分	970,856	194,737	163,945	612,174
合計	1,748,360	2,213,926,914	1,793,421,982	34,449,614	386,055,318

オ 国民健康保険税収入率

(単位：%)

年度	現年度分			滞納繰越分		
	一般	退職	計	一般	退職	計
平成30年度	94.07	96.47	94.09	20.89	21.82	20.91
令和元年度	94.44	97.98	94.45	23.12	20.60	23.07
令和2年度	94.85	-	94.85	24.80	19.48	24.71

国保税は、
歳入総額の23%

現年度分及び滞納繰越分ともに前年度より
向上

カ 被保険者1人及び1世帯当たりの国民健康保険税額

(単位：円)

内訳	年度	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		1人	1世帯	1人	1世帯	1人	1世帯
医療分		62,749	104,912	63,850	105,295	65,184	106,102
後期高齢者支援金分		16,497	27,582	16,618	27,404	16,887	27,488
介護分		15,521	18,890	15,444	18,714	15,303	18,441

キ 未納者対策

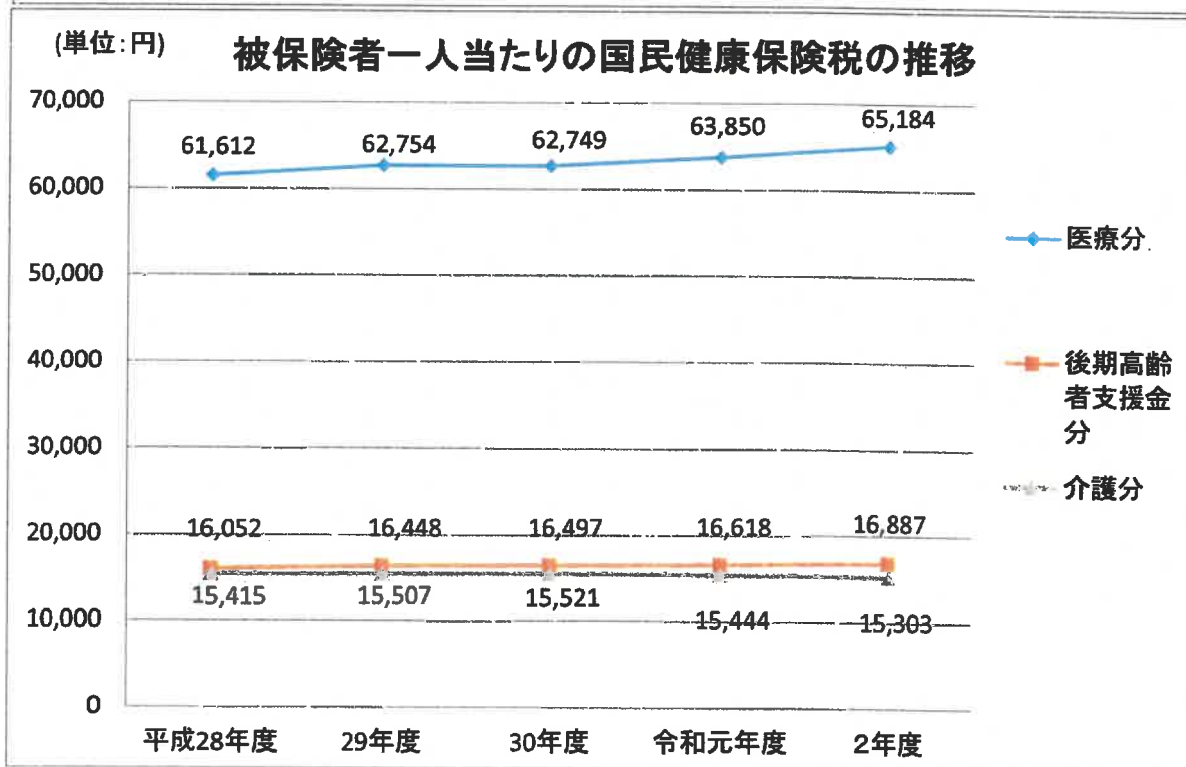
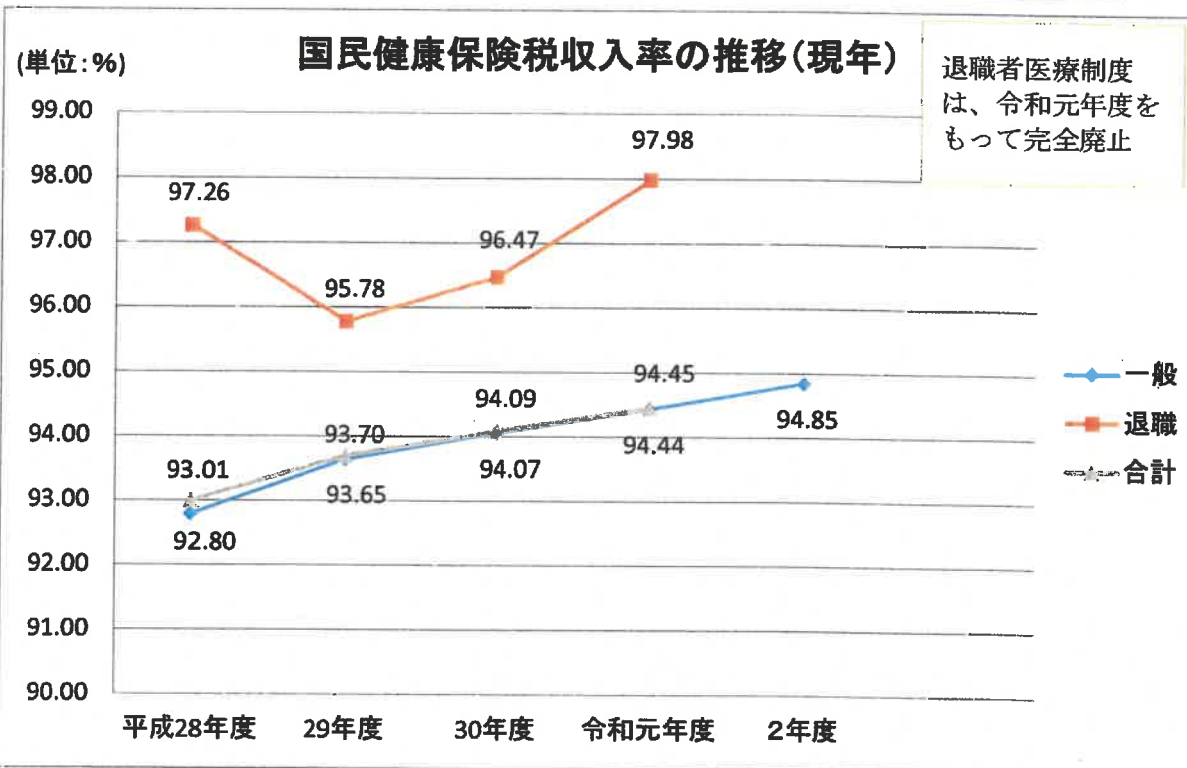
未納者対策として、国民健康保険税に滞納額がある場合、有効期間が3か月の短期被保険者証の交付、資格証明書を交付し納税相談の機会を増やすとともに、状況把握や担税力等を調査したうえで、納税指導を強化し、滞納額の削減に努めています。

<参考> 短期被保険者証等の交付状況

(単位：世帯)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
短期被保険者証	349	349	326
資格証明書	135	135	158

※各年度
3月末



(4) 保険給付の状況

ア 医療給付の状況

保険医療機関等での診療等の医療費に対して、7割から9割を医療給付しました。

区分別状況

(単位：件、日、円、%)

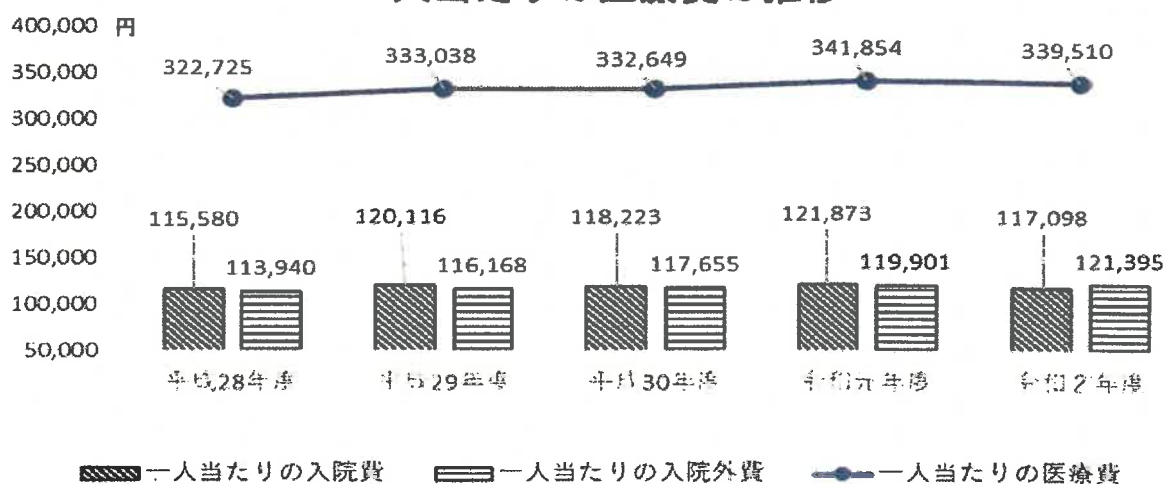
区分	件数	日数	費用額	受診率	加入者一人当たり	受診一件当たり
入院	3,478	57,062	2,041,956,488	19.9	117,098	587,107
入院外	150,651	218,656	2,116,877,896	863.9	121,395	14,052
歯科	31,440	52,970	373,078,920	180.3	21,395	11,866
調剤	107,237	(124,654)	1,270,237,986	615.0	72,843	11,845
食事	(3,299)	(152,177)	101,201,932	—	5,804	30,677
訪問看護	251	1,504	17,014,650	—	976	67,787
合計	293,057	330,192	5,920,367,872	—	339,510	20,202

※ ()内の件数、日数は合計に含めず

※ 受診率=件数÷年度平均被保険者数(17,438人)

※ 費用額=点数×点数単価(10円)

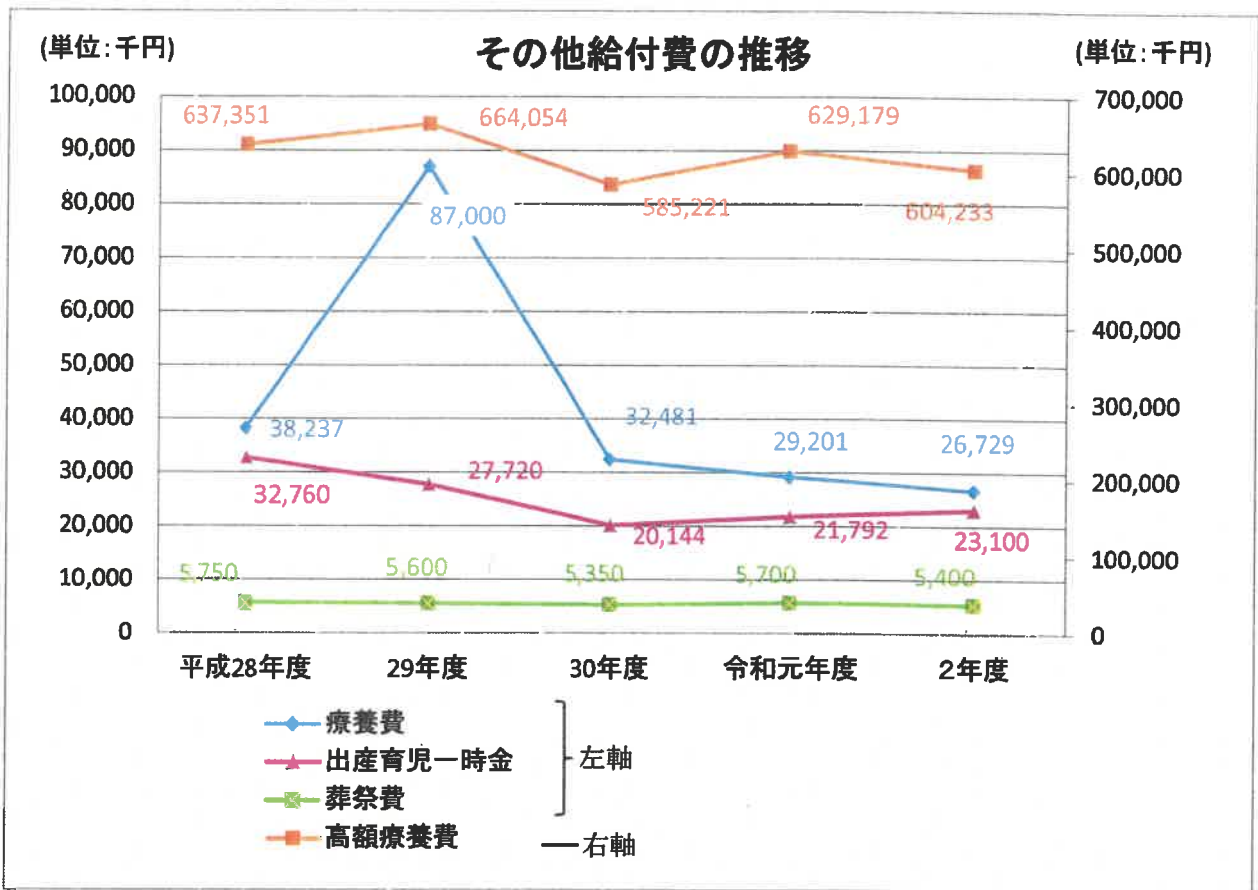
一人当たりの医療費の推移



イ その他の給付

(単位：件、円)

区分	件数	費用額	備考
療養費	4,328	26,728,957	柔道整復、治療用装具の装着費用など
高額療養費	9,626	604,233,149	療養の給付に係る一部負担金の額が一定額を超えた場合、その超えた額を支給
高額介護合算療養費	14	120,310	国民健康保険と介護保険の自己負担額を合算した額が限度額を超えた場合に支給
移送費	0	0	医師の指示による重病人の移送費について支給
出産育児一時金	55	23,100,000	1人42万円
葬祭費	108	5,400,000	1件5万円



ウ 高額療養費の貸付の状況

高額療養費貸付制度は、一部負担金の支払いが高額になったとき、高額療養費の支給までの間の家計の負担を軽減するため、高額療養費貸付基金を設け貸付を行う制度であります。

(単位: 件、円)

年度 \ 区分	件数	金額
平成30年度	4	2,852,358
令和元年度	1	873,393
令和2年度	0	0

(5) 医療費の適正化対策の状況

ア 診療報酬明細書（レセプト）点検及び資格点検

診療報酬の適正な支払いを行うため、静岡県国民健康保険団体連合会に委託して、診療報酬明細書（レセプト）の内容点検を毎月行うとともに、医療機関との過誤調整及び国保資格喪失後の受診に伴う給付費について、不支給決定を行いました。

レセプト点検効果額

再審査請求 (単位：件、円)

区分 年度	一般・退職		
	請求件数	減点件数	減点金額
平成30年度	1,082	900	3,477,875
令和元年度	1,909	1,788	5,368,722
令和2年度	934	862	1,889,184

過誤調整 (単位：件、円)

区分 年度	一般・退職	
	返戻件数	金額
平成30年度	1,568	51,171,490
令和元年度	1,745	42,506,023
令和2年度	1,466	51,475,507

不支給決定（返還分） (単位：件、円)

区分 年度	一般・退職	
	返戻件数	金額
平成30年度	487	9,812,192
令和元年度	440	15,608,242
令和2年度	169	3,166,740

イ 第三者行為（保険給付戻入額） (単位：件、円)

区分 年度	一般		退職	
	件数	金額	件数	金額
平成30年度	18	11,803,524	1	27,176
令和元年度	18	19,147,455	0	0
令和2年度	19	17,307,471	0	0

※交通事故等で加害者から傷病を受けた場合、国保で立替えた医療費が加害者から支払われます。

(6) 納付金等の状況

ア 国民健康保険事業費納付金

県から交付される保険給付費に要する費用やその他国民健康保険事業に要する費用に充てるため、県が算定した国民健康保険事業費納付金を納付しました。

(単位：円)

	一般被保険者分	退職被保険者等分	合計
医療給付費分	1,585,231,010	792,000	1,586,023,010
後期高齢者支援金等分	538,216,369	209,000	538,425,369
介護納付金分	190,246,881	-	190,246,881
計	2,313,694,260	1,001,000	2,314,695,260

(7) 国民健康保険事業基金の状況

国民健康保険事業の健全な財政運営に資するための国民健康保険事業基金を設置しており、年度末残高が次のとおりです。

(単位：円)

区 分		基金保有額の推移
令和2年3月末残高		890,011,050
令和2年度増減額	積立額 (+)	0
	利子分 (+)	1,849,725
	取崩額 (-)	0
令和3年3月末残高		891,860,775



2 保健事業の実施状況について

被保険者の健康増進、疾病予防等のため、特定健康診査、特定保健指導、さらに特定保健指導対象者以外の要指導者への保健指導、人間ドック等の受診費用助成、医療費通知の送付等の保健事業を実施しました。

また、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及促進のため、ジェネリック医薬品に関するお知らせ（差額通知）を送付しました。

なお、「袋井市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）」「袋井市国民健康保険特定健康診査等実施計画」の中間評価を行い、積極的に保健指導を実施した結果、脂質異常者及び新規人工透析導入者の減少等、概ね順調に事業が実施できていることを確認しました。

(1) 特定健康診査の実施

社会福祉法人 聖隷福祉事業団 聖隷予防検診センター、J A 静岡厚生連遠州病院、一般社団法人磐周医師会、袋井市立聖隷袋井市民病院に業務委託し、特定健康診査を実施しました。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、特定健康診査とがん検診を同時に開催する「総合検診」は中止し、集団健診を1～2月にかけて8回実施、個別健診を実施期間を2月まで（例年10月まで）に延長しました。

令和元年度受診率42.1%
前年比7.9%の減

ア 特定健康診査の実施

	集団健診	個別健診
実施期間	追加健診（1月・2月 8日間） J A 共済人間ドック（4月～2月）	6月～2月
受診者数	846人	3,948人
受診者総数	4,794人※	
受診率	35.5%※（40歳以上75歳未満被保険者数13,505人：令和3年3月末現在）	
委託料	7,744,206円	34,952,004円

※ 受診者数・受診率は、人間ドック受診者やデータ提出者を含む法定報告とは異なります。

イ 特定健康診査の年次別目標値・実施率

（単位：％）

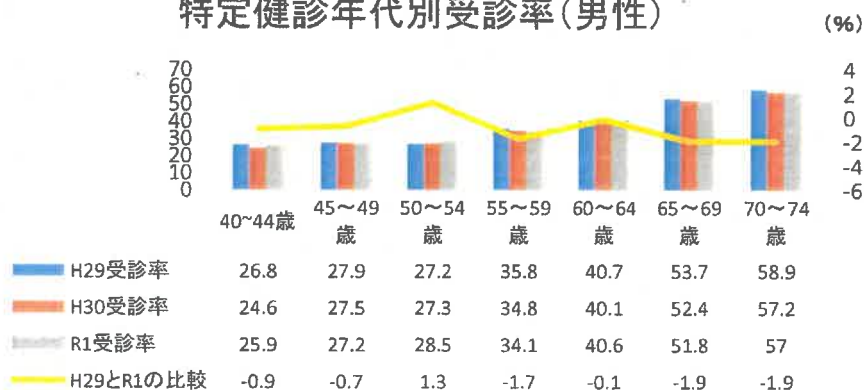
項目	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
目標受診率	58.0	59.0	60.0	55.0	56.0	57.0
受診率（法定報告）	52.9	52.3	51.7	50.7	50.8	35.5%※
受診率（県平均）	37.6	37.6	38.0	30.4	30.4	

※ 令和2年度受診率は、人間ドック受診者やデータ提出者を含まない暫定の受診率です。

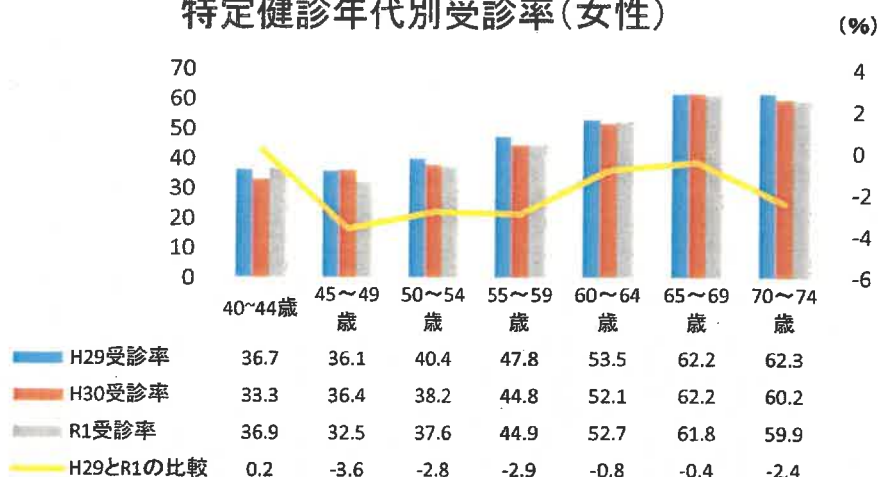
受診率（法定報告）は、令和3年12月頃公表予定です。

ウ 特定健康診査の年代別受診率・増加率

特定健診年代別受診率（男性）



特定健診年代別受診率(女性)



(2) 特定保健指導の実施

特定健診の結果から生活改善が必要な者を対象に、特定保健指導を実施しました。

ア 特定保健指導の実施

	積極的支援	動機づけ支援
支援方法	初回面談後、3～6か月間継続支援し、6か月後に評価	初回面談後、6か月後に評価
対象者数	90人	403人
初回面談実施者数	61人	340人
実施率	67.8%	84.4%

イ 特定保健指導2次検査の実施

特定保健指導の結果、2次検査が必要な者に実施しました。

検査内容・実施人数	糖負荷検査	4人
	頸部エコー検査	2人
	眼底検査	3人
	尿中微量アルブミン検査	152人
委託料	327,647円	

ウ 特定保健指導の年次別目標値・実施率

(ア) 動機づけ支援

(単位：%)

項目	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
目標実施率(終了率)	58.0	59.0	60.0	55.0	56.0	72.0
終了率	64.3	64.2	73.9	73.8	80.1	

(イ) 積極的支援

項目	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
目標実施率(終了率)	58.0	59.0	60.0	55.0	56.0	72.0
終了率	22.6	20.3	32.5	25.4	27.4	

(ウ) 合計

項目	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
目標実施率(終了率)	58.0	59.0	60.0	55.0	56.0	72.0
終了率	55.5	52.9	65.6	63.4	69.6	

(3) 特定保健指導対象者以外の要指導者への保健指導

データヘルス計画に基づき、次の対象者へ指導を実施しました。(単位：人)

	対象者数	実施者数	内訳	
			面談	訪問
糖尿病性腎症（HbA1c6.5以上又は空腹時血糖126以上かつ《尿蛋白2+以上又は①②に該当》）者への個別指導 ①40～50歳未満：eGFR60未満 ②50～75歳未満：eGFR50未満	50	43	24	19
糖尿病（HbA1c6.5以上）で服薬していない者への個別指導	127	109	64	45
糖尿病予備群者（HbA1c6.0～6.4かつ糖・血圧・脂質で服薬していない者）への個別指導	146	136	115	21
腎機能低下者への個別指導	261	219	6	213
ハイリスク者（検査結果が要治療の人）への電話指導	延べ		1545	

(4) 人間ドック等受診費用助成の実施

疾病の早期発見、早期治療を図るため人間ドック、脳ドック、心臓ドックの受診費用の7割相当分を助成しました。なお、助成額については、平成22年度から1人につき年度ごと3万円を上限としています。

(単位：件)

医療機関	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
中東遠総合医療センター	220	233	241	245	195
磐田市立総合病院	143	154	148	158	119
新都市病院予防健診センター	65	71	71	51	52
聖隷健康診断センター	230	220	215	219	191
聖隷予防検診センター	137	137	135	132	116
遠州病院健康管理センター	12	15	14	9	13
合計	807	830	824	814	686

令和2年度686件
前年比128件の減

(5) 医療費通知の実施

医療費適正化のため、被保険者に実際にかかった医療費の額を6回通知しました。

(単位：件)

通知回数	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回
実施年月	令和2年7月	8月	9月	11月	令和3年1月	3月
対象年月	令和2年1・2月	3・4月	5・6月	7・8月	9・10月	11・12月
件数	11,370	11,265	11,309	11,600	11,743	11,620

(6) 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及促進の実施

保険証の一斉更新時に「希望シール」を配布しました。
また、ジェネリック医薬品に関するお知らせ（差額通知）の送付をしました。
生活習慣病系医薬品等の13種（令和2年6月・11月調剤分） 合計1,104通

3 令和2年度袋井市国民健康保険特別会計決算見込みについて

歳入

(単位：円)

	款別区分	予算額	決算額	比較
1	国民健康保険税	1,748,360,000	1,793,421,982	45,061,982
2	使用料及び手数料	501,000	466,429	△ 34,571
3	県支出金	5,476,788,000	5,229,934,483	△ 246,853,517
4	財産収入	1,888,000	1,849,725	△ 38,275
5	繰入金	603,082,000	557,117,356	△ 45,964,644
6	繰越金	157,062,000	157,062,396	396
7	諸収入	40,319,000	72,106,311	31,787,311
8	国庫支出金	0	6,215,000	6,215,000
	歳入合計	8,028,000,000	7,818,173,682	△ 209,826,318

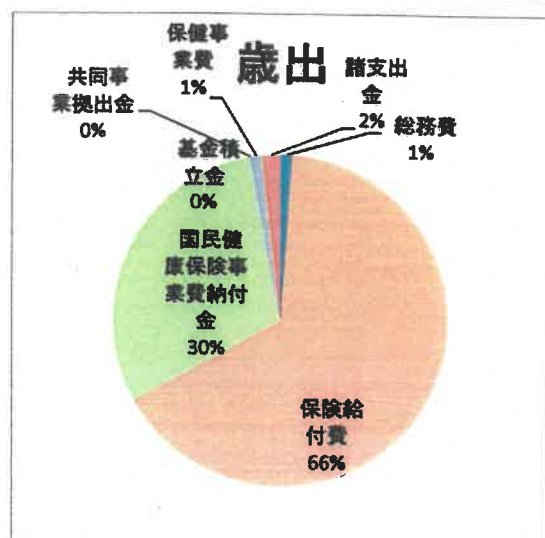
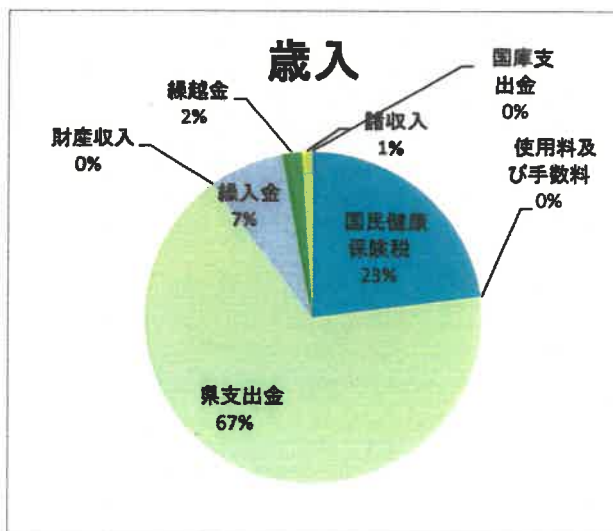
歳出

(単位：円)

	款別区分	予算額	決算額	比較
1	総務費	90,764,000	86,482,375	4,281,625
2	保険給付費	5,361,660,000	5,061,216,481	300,443,519
3	国民健康保険事業費納付金	2,319,319,000	2,317,080,928	2,238,072
4	共同事業拠出金	3,000	1,035	1,965
5	保健事業費	106,575,000	89,407,595	17,167,405
6	基金積立金	1,888,000	1,849,725	38,275
7	公債費	162,000	0	162,000
8	諸支出金	139,629,000	136,792,416	2,836,584
9	予備費	8,000,000	0	8,000,000
	歳出合計	8,028,000,000	7,692,830,555	335,169,445

歳入決算額 7,818,173,682
 歳出決算額 7,692,830,555
 差引 125,343,127

1億2,500万円の黒字決算
 (前年度:1億5,700万円)



4 令和3年度袋井市国民健康保険特別会計予算について

歳入

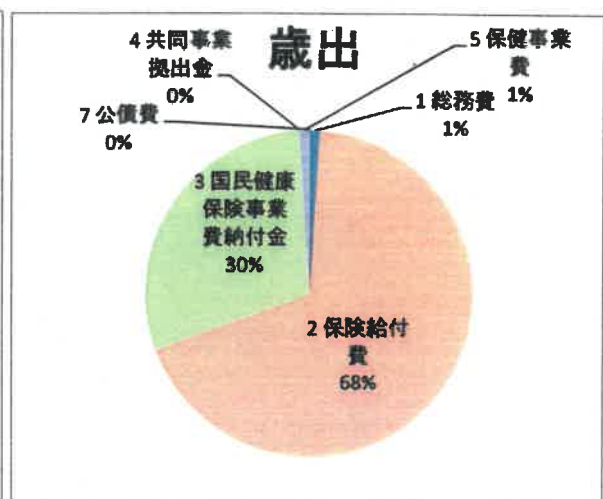
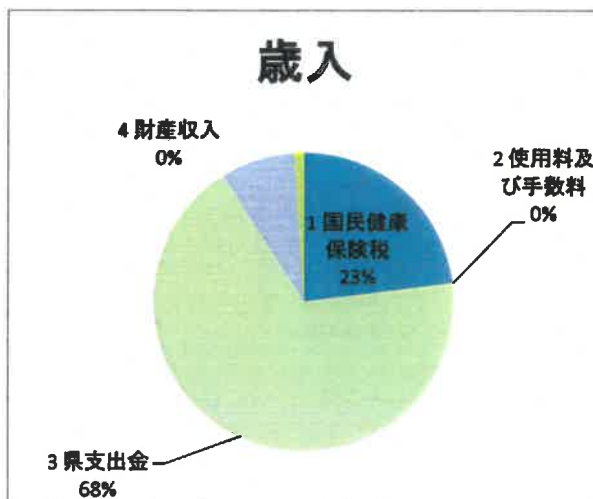
(単位：千円)

款別区分	本年度当初予算額	前年度当初予算額	予算額比較
1 国民健康保険税	1,756,975	1,748,360	8,615
2 使用料及び手数料	501	501	0
3 県支出金	5,299,321	5,478,788	△ 179,467
4 財産収入	2,242	1,888	354
5 繰入金	630,953	683,007	△ 52,054
6 繰越金	10,000	10,000	0
7 諸収入	53,008	53,456	△ 448
歳入合計	7,753,000	7,976,000	△ 223,000

歳出

(単位：千円)

款別区分	本年度当初予算額	前年度当初予算額	予算額比較
1 総務費	93,297	89,072	4,225
2 保険給付費	5,199,860	5,355,660	△ 155,800
3 国民健康保険事業費納付金	2,271,177	2,319,319	△ 48,142
4 共同事業拠出金	3	3	0
5 保健事業費	110,538	118,575	△ 8,037
6 基金積立金	2,242	1,888	354
7 公債費	162	162	0
8 諸支出金	65,721	81,321	△ 15,600
9 予備費	10,000	10,000	0
歳出合計	7,753,000	7,976,000	△ 223,000



5 令和3年度国民健康保険税(課税限度額及び軽減対象基準額)の制度改正について

(1) 課税限度額の引き上げについて

地方税法施行令等の一部を改正する政令(令和2年政令第109号)により、医療給付費分を2万円(61万円⇒63万円)、介護納付金分を1万円(17万円⇒18万円)引き上げを行いました。

	現 行	改正後	比 較	増加額
医療給付分	176世帯	165世帯	△11世帯	約 341万円
後期高齢者支援金分	99世帯	99世帯	0世帯	0万円
介護納付金分	15世帯	12世帯	△3世帯	約 13万円
合 計	-	-	-	約 354万円

(2) 低所得者の保険税に対する軽減対象世帯の拡大について

地方税法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第264号)により、次のとおり軽減対象となる基準額を引き上げます。

3万円の引上げにより、限度超に達しない世帯が14世帯減り、金額では約354万円増となる

ア 7割軽減

(現 行) 基準額 33万円

(改正後) 基準額 43万円 + (10万円 × (給与及び年金所得者-1))

イ 5割軽減

(現 行) 基準額 33万円 + 28.5万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)

(改正後) 基準額 43万円 + (10万円 × (給与及び年金所得者-1))

+28.5万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)

ウ 2割軽減

(現 行) 基準額 33万円 + 52万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)

(改正後) 基準額 43万円 + (10万円 × (給与及び年金所得者-1))

+52万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)

(3) 低未利用土地等の売却に伴う長期譲渡所得に係る特別控除(100万円)の新設について

ア 譲渡者が個人のもの。

イ 都市計画区域内にある未利用土地であること及び譲渡の後の当該未利用土地等の利用について、市区町村長の確認されたもの。

ウ 所有期間が5年を超えるもの。

エ 資産の譲渡の対価の額が合計が、500万円を超えないこと。

国民健康保険制度改革に伴う税率等の改正について

国民健康保険は、農林水産業者や自営業者をはじめ、他の医療保険に属さない人すべてを被保険者としている。このため、高齢化や産業構造の変化、医療保険制度の改正（社会保険への移行）などの影響を受けて、高齢者割合は年々増加し、被保険者の多くを占めていた農林水産業者及び自営業者は減少し、さらに無職者・非正規雇用者等が多くなるという課題を抱えている。

このような情勢の中、国民皆保険制度のセーフティネットである国民健康保険の運営を安定させていくため、その運営単位を「市町村単独」から「都道府県と市町村との共同運営」とする制度改革を平成30年度に行った。

この改革により、県は、国民健康保険の事業運営の財源確保のため、毎年度、県内全35市町から国民健康保険事業費納付金（以下「納付金」という。）を徴収し、保険給付の費用に充てている。また、その納付金を算定する際、市町が徴収すべき国民健康保険税（以下「国保税」という。）の標準的な水準を表す税率（額）として、標準保険料率を公表している。

しかしながら、現状、被保険者（国保加入者）が支払う国保税は、各市町において決定しているため、賦課方式及び税率（額）に差異が生じている。県では、令和9年度までに県内全市町の国保税の保険税率（額）の一本化を目指しており、本市においても、県が示す賦課方式に合わせていく必要がある。

1 制度改革の概要

(1) 県と市町の役割分担

国保税の負担を公平に支えあうため、その運営主体を県と市町の共同運営とし、役割分担を次のとおり定めた。

県的主要な役割	市町的主要な役割
財政運営の責任主体	納付金を県に納付
国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化の推進	資格の管理（被保険者証等の発行）
市町ごとの標準保険料率の算定・公表	標準保険料率等を参考に保険税率を決定 保険税の賦課・徴収
保険給付費等交付金の市町への支払い	保険給付の決定・支給

(2) 賦課方式及び保険料（税）統一に向けての課題

ア 資産割の廃止

国民健康保険の被保険者は、かつて農業などの自営業者が大半であり固定資産も事業用のものが多く応能割の一部として所得割を補完するために資産割を賦課しており、本市も現行では、資産割を賦課している。

しかしながら、現在は、被保険者のうち、自営業者などは2割に満たず、無職者や低所得者が多く加入しており、その資産も居住用がほとんどとなっている。こうした情勢から県は資産割廃止の方針を定めている。

イ 介護分の平等割の廃止

介護分は40歳から64歳までを賦課対象としていることから、子どもや若年層が含まれる世帯には、平等割はなじまない（均等割は個人ごと賦課している）との考えから県は、介護分の平等割を算入していない。

ウ 本市の保険税率と標準保険料率との乖離

本市の保険税収入は、標準保険料率により得られる税収より低いため、保険料（税）統一の際は、本市保険税率の改正が必要となる。

本市現行と県が公表している標準保険料率との違い

賦課項目	医療分 (全被保険者)				後期高齢者支援金分 (全被保険者)				介護分 (40歳から64歳の被保険者)				
	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割	
	(%)		(円)		(%)		(円)		(%)		(円)		
本市現行	5.00	30.00	25,300	25,700	1.40	4.10	7,200	6,400	0.95	4.50	7,100	4,500	
	4方式				4方式				4方式				
県標準保険料率	R1	7.06	-	27,254	19,401	2.69	-	10,487	7,465	2.36	-	16,778	-
	R2	7.01	-	27,688	19,471	2.58	-	10,165	7,149	2.39	-	17,224	-
	R3	6.80	-	27,067	19,007	2.55	-	10,061	7,065	2.29	-	16,493	-
	平均	6.96	-	27,336	19,293	2.61	-	10,238	7,226	2.35	-	16,832	-
		3方式				3方式				2方式			

2 本市の賦課方式改正に向けての方向性

県内の保険料率の一本化の方針を受け、令和2年9月民生文教委員会及び全員協議会における協議により、次の方向性が決定している。

(1) 賦課方式の変更（県の賦課方式（3.3.2方式）に合わせる）

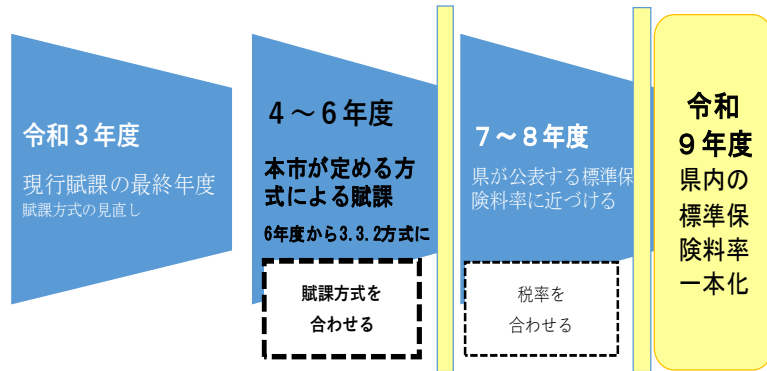
ア 資産割の廃止

イ 介護分平等割の廃止

(2) 令和4年度から段階的に実施し、令和6年度に完全実施

(3) 令和4年度の具体的な税率は、令和3年度に協議・決定

(4) 年次スケジュール



3 改正案の検討

次の事項を前提に改正案を検討した。

- 資産割を段階的に減率し、令和6年度完全廃止。
- 介護分平等割分を、同均等割に賦課することにより令和4年度廃止。
- 県が納付金算定（医療費関係）時に過去3か年の平均値を用いていることに準じ、県標準保険料率の平均値（令和元年度から3年度）を用い、令和3年度に、令和4年度、5年度、6年度までの3か年の税率（額）を決定する。
- 国民健康保険事業基金を有効に活用する。

【各改正案の比較】

別添、現行賦課と改正税率（額）比較一覧表を参照

	現行	R4	R5	R6	R4	R5	R6	R4	R5	R6
所得割(%)	7.35	8.39	9.43	10.47	8.80	10.25	11.70	8.87	10.39	11.92
資産割(%)	38.60	25.37	12.87		25.37	12.87		25.37	12.87	
均等割(円)	39,600	46,900	50,600	54,300	46,300	49,300	52,300	46,900	50,600	54,300
平等割(円)	36,600	30,100	28,300	26,400	32,300	32,600	32,900	30,100	28,300	26,400

A

		改正案①	改正案②	改正案③
国保 税収 想定	R4	17億6,260万円	17億9,929万円	17億9,821万円
	R5	17億6,104万円	18億2,836万円	18億2,818万円
	R6	17億5,539万円	18億5,026万円	18億5,092万円
※滞納繰越分含む				
《考察》		改正案①は、税率（額）の上昇を抑えた設定をしているため、国保税収も低くなる。一方、改正案②及び③は、令和9年度の標準保険料率の統一を視野に入れた設定をしているため、改正案①と比較し、国保税収が多くなっている。		

B

令和6年度 末基金残高	6億8,688万円	8億6,948万円	8億6,840万円
《考察》	改正案①は、国保税収が低く、基金の取崩しが多くなることから、他の2案と比較し、6年度末の基金残高額が約2億円が少ない。一方、改正案②と③は、県標準保険料率を見据えた案であり、標準保険料率統一の際には、税率の見直しをする必要がなく、その後の基金の活用が可能である。※標準保険料率が統一された以降についても、大規模災害への備えとして、一定額の基金を保有しておく必要がある。		

C

加入者 負担想定	R3 ↓ R4	平均 月額	12,201円	平均 月額	14,189円	平均 月額	16,629円
		最高額	1,017円	106,500円	1,182円	142,600円	1,386円
※増加額	R4 ↓ R5	平均 月額	11,886円	平均 月額	13,568円	平均 月額	15,844円
		最高額	991円	1,131円	1,320円	1,320円	1,320円
《考察》	R5 ↓ R6	平均 月額	92,100円	平均 月額	112,700円	平均 月額	116,900円
		最高額	11,624円	12,992円	15,349円	1,279円	1,279円
		平均 月額	969円	1,083円	1,083円	1,279円	1,279円
		最高額	84,000円	95,300円	95,300円	99,000円	99,000円
《考察》		改正案①は、加入者負担について、改正案②及び③と比較し、増加最高額及び平均額ともに抑えられている。					

総合考察

改正案①を事務局案とする。上記のいずれの改正案についても、安定的な事業運営は可能であるが、加入者負担面では、改正案①は、税率（額）の上昇を抑えた設定であることに対し、改正案②及び③は、令和9年度までを視野に入れていることから、加入者負担は多くなる。現在、国の緊急経済対策として、新型コロナウイルス感染症の影響により、一定以上の収入が減少が見込まれる世帯に対し減免措置を行っていることから、加入者負担に考慮した改正をしていく必要がある。なお、国（県）の方針として、一般会計からの赤字繰入は、認められていないため、国民健康保険特別会計において事業運営をしなければならない状況となっている。

4 今後のスケジュール

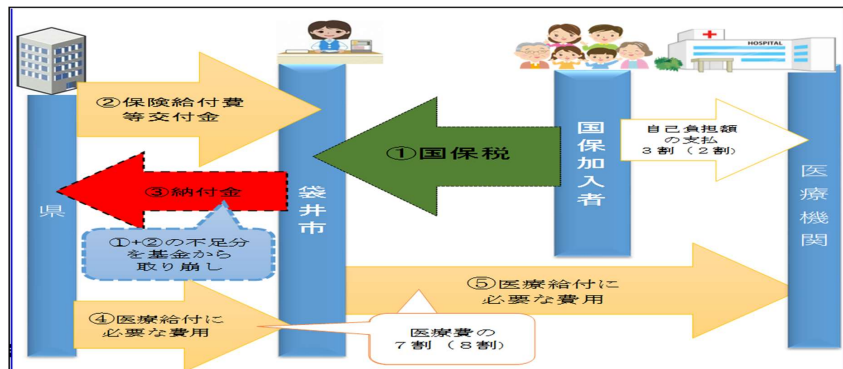
	令和3年度									令和4年度			
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
担当課	本算定 (7/5)									本算定 (7月上旬)			
国保運営協議会	第1回 改正案協議 (8/26)			第2回 改正案協議 (11月)			第3回 諮問・答申 (1月)						
市議会	民生文教委員会 (10/27)協議					1月委員会 協議		2月定例会 改正案 上程					
広報等	条例改正後、市ホームページ及び市広報紙、納税通知書送付時に税率(額)の変更を周知する												

参考

令和3年度県内各市町賦課方式の状況

賦課方式	市町数	市町名
4.4.4方式	7市町	袋井市、磐田市、湖西市、菊川市、森町 ほか
3.3.2方式	15市町	掛川市(R2~)、島田市(R元~)、御前崎市(R3~) ほか
4.4.2方式	1市	牧之原市 (介護分:「資産割」及び「平等割」なし)
4.3.4方式	1市	焼津市 (後期高齢者支援金分:「資産割」なし)
4.3.3方式	2市	藤枝市、富士宮市 (後期高齢者支援金分及び介護分:「資産割」なし)
3.3.3方式	2市	浜松市、熱海市 (医療分、後期高齢者支援金分、介護分:「資産割」なし)
上記以外	7市	沼津市(4.2.2)、三島市(3.2.2)、富士市(4.3.2) 吉田町(3.2.2) ほか

国民健康保険制度の仕組み

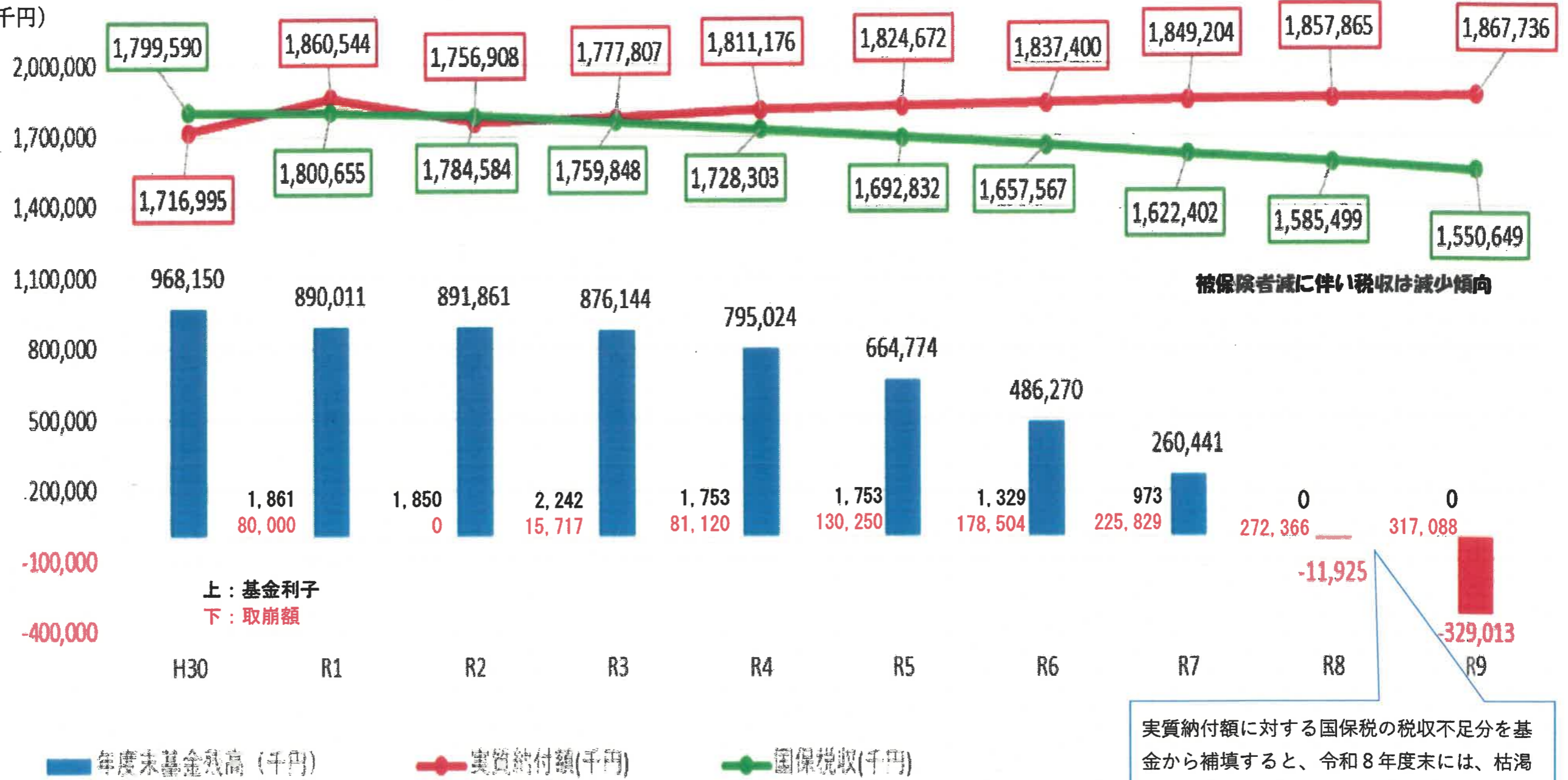


現行税率の賦課を継続した場合の財政見通し

一人あたりの医療費増に伴い納付金も増えていく

被保険者減に伴い税収は減少傾向

(単位：千円)

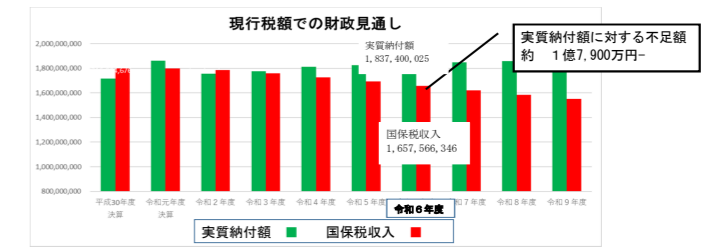


実質納付額に対する国保税の税収不足分を基金から補填すると、令和8年度末には、枯渇する。

現行賦課と改正税率（額）比較一覧表

改正案
①

実質納付額と税収の乖離分の補填及び基金の活用を前提に税率を設定
 ~財政収支見通し（現行）において、令和6年度時点での実質納付額と税収の乖離分（約1億7,900万円）の補填をするために必要な税収や課税標準額を想定し、その増額分を税率に反映させ、設定した~



【現行】

	医療分	支援分	介護分	合計
所得割	5.00%	1.40%	0.95%	7.35%
資産割	30.00%	4.10%	4.50%	38.60%
均等割	25,300	7,200	7,100	39,600
平等割	25,700	6,400	4,500	36,600

【令和4年度（案）】

	医療分	支援分	介護分	合計
所得割	5.58%	1.62%	1.19%	8.39%
資産割	20.00%	2.37%	3.00%	25.37%
均等割	25,900	8,200	12,800	46,900
平等割	23,500	6,600	-	30,100

【令和5年度（案）】

	医療分	支援分	介護分	合計
所得割	6.16%	1.84%	1.43%	9.43%
資産割	10.00%	1.37%	1.50%	12.87%
均等割	26,600	9,200	14,800	50,600
平等割	21,400	6,900	-	28,300

【令和6年度（案）】

	医療分	支援分	介護分	合計
所得割	6.75%	2.06%	1.66%	10.47%
資産割	-	-	-	-
均等割	27,300	10,200	16,800	54,300
平等割	19,200	7,200	-	26,400

改正案における各項目の算定条件

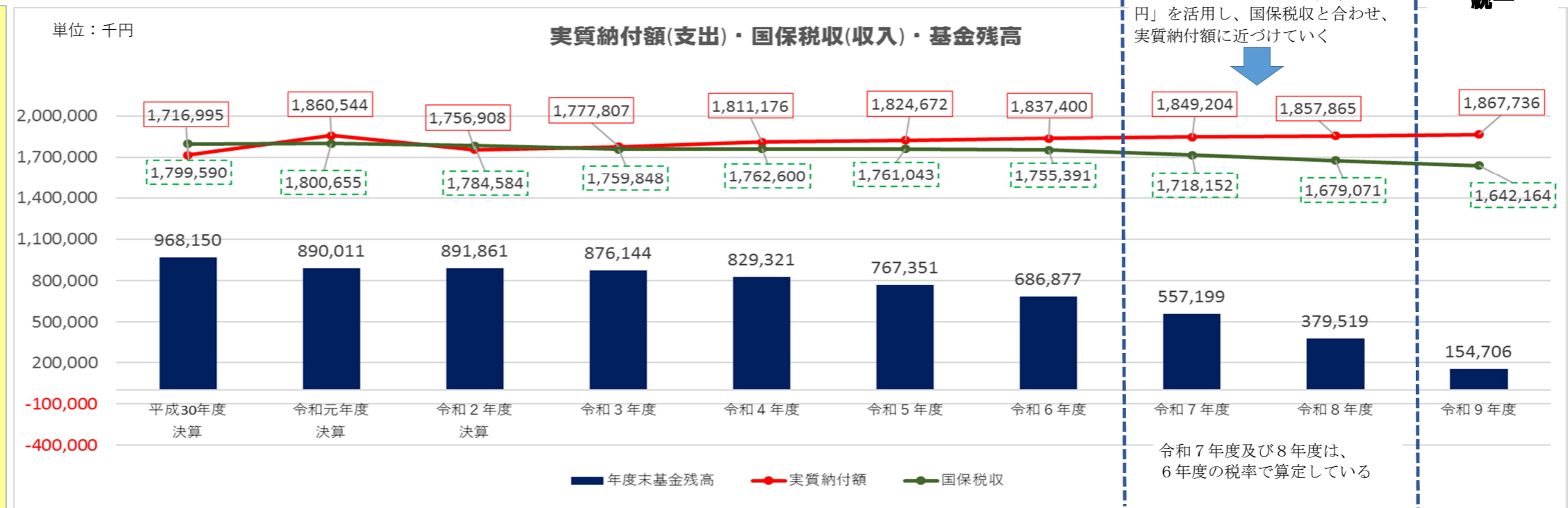
【被保険者数】
令和3年度総合計画人口推計に、直近3年間(R1~R3)の国保被保険者数の減少率を乗じて算出

【国民健康保険税収】
令和3年7月本算定数値を使用、各改正案の税率により1人あたりの税額を求め、被保険者数に乘じて年間税収額を算出(R7及びR8は、R6の税率を使用)

【公費(県支出金等)】
令和3年度の現計予算額に、被保険者数の減少率を乗じて算出

【納付金】
令和3年度の一人あたり納付金額に、直近3年間(R1~R3)納付金の一人あたりの伸び率の平均

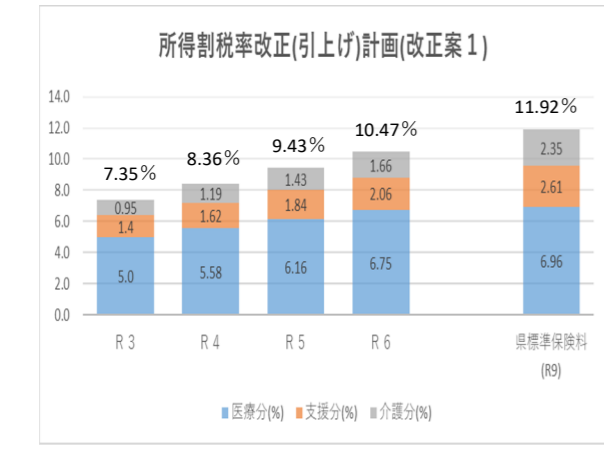
(1) 収支財政見通し



税率の見直しが必要
6年度末基金残高「6億8,600万円」を活用し、国保税収と合わせ、実質納付額に近づけていく

標準保険料統一

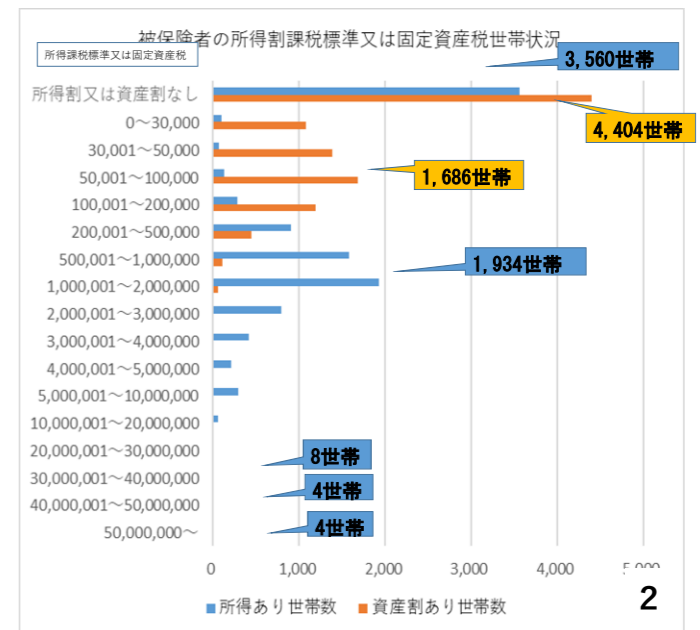
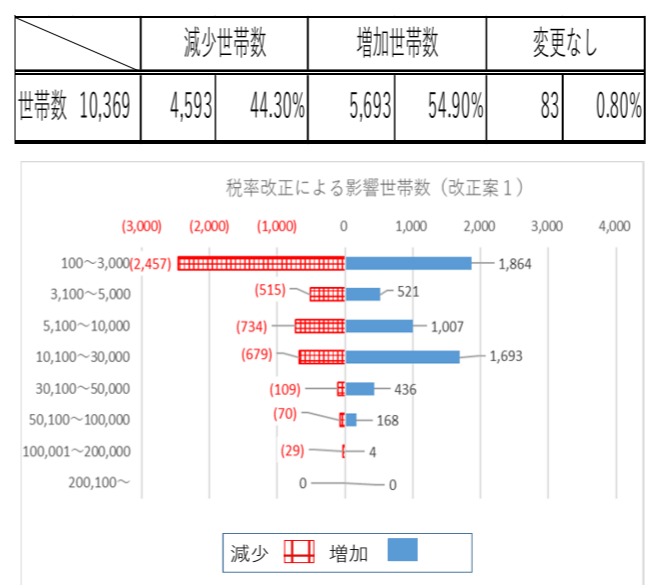
(2) 県標準保険料率との比較
県標準保険料率統一に向けて、毎年、激変緩和をしながら、段階的に税率を引き上げる。
令和7年度からは、県標準保険料率を見据えた税率改正が必要となる。



3 税率改正による増減世帯数(R3→R4)

	資産割あり世帯 5,965 世帯 57.5%			資産割なし世帯 4,404 世帯 42.47%									
	増加	減少	変更なし	増加	減少	変更なし							
世帯数	10,369	2,842	47.64%	3,055	51.22%	68	1.14%	2,851	64.74%	1,538	34.92%	15	0.34%

令和3年度→令和4年度			令和4年度→令和5年度			令和5年度→令和6年度		
増加額	平均	資産割あり 15,179 資産割なし 9,223	平均	資産割あり 14,580 資産割なし 9,192	平均	資産割あり 14,159 資産割なし 9,089		
	最大	資産割あり 100,800 資産割なし 106,500	最大	資産割あり 88,900 資産割なし 92,100	最大	資産割あり 80,900 資産割なし 84,000		
	減少額	平均	資産割あり 10,525 資産割なし 303	平均	資産割あり 11,025 資産割なし 303	平均	資産割あり 11,344 資産割なし 154	
	最大	資産割あり 177,900 資産割なし 1,800	最大	資産割あり 224,500 資産割なし 300	最大	資産割あり 331,700 資産割なし 400		



【単位：千円】

	現行収納見込額 (滞繰分除く)	標準保険料率	差額	比較
医療分	1,215,641	1,193,564	22,077	101.85%
支援分	343,685	466,487	-122,802	73.68%
介護分	106,437	179,758	-73,321	59.21%
合計	1,665,763	1,839,809	-174,046	90.54%

改正案
②

現行と標準保険料率賦課と比較し、乖離が多い支援金分、介護分の税率を見直し設定
 ~現行でも医療分の税額は、県標準保険料率と同程度であるため、現行の課税額を確保する税率を設定、
 支援分・介護分の税額は、県標準保険料率の平均値(令和元年度~令和3年度)で税率を設定~

【現行】

	医療分	支援分	介護分	合計
所得割	5.00%	1.40%	0.95%	7.35%
資産割	30.00%	4.10%	4.50%	38.60%
均等割	25,300	7,200	7,100	39,600
平等割	25,700	6,400	4,500	36,600

【令和4年度(案)】

	医療分	支援分	介護分	合計
所得割	5.58%	1.80%	1.42%	8.80%
資産割	20.00%	2.37%	3.00%	25.37%
均等割	25,300	8,200	12,800	46,300
平等割	25,700	6,600	-	32,300

【令和5年度(案)】

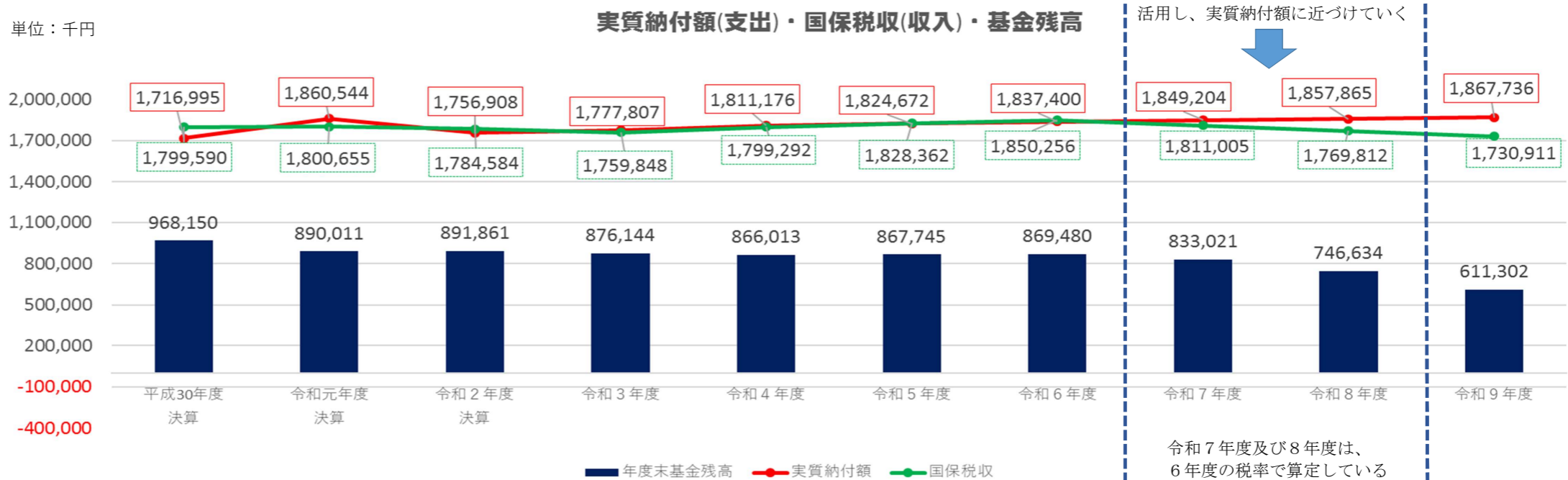
	医療分	支援分	介護分	合計
所得割	6.16%	2.20%	1.89%	10.25%
資産割	10.00%	1.37%	1.50%	12.87%
均等割	25,300	9,200	14,800	49,300
平等割	25,700	6,900	-	32,600

【令和6年度(案)】

	医療分	支援分	介護分	合計
所得割	6.74%	2.61%	2.35%	11.70%
資産割	-	-	-	-
均等割	25,300	10,200	16,800	52,300
平等割	25,700	7,200	-	32,900

(1) 収支財政見通し

単位：千円



改正案における各項目の算定条件

【被保険者数】

令和3年度総合計画人口推計に、直近3年間(R1~R3)の国保被保険者数の減少率を乗じて算出

【国民健康保険税収】

令和3年7月本算定数値を使用、各改正案の税率により1人あたりの税額を求め、被保険者数に乗じて年間税収額を算出(R7及びR8は、R6の税率を使用)

【公費(県支出金等)】

令和3年度の現計予算額に、被保険者数の減少率を乗じて算出

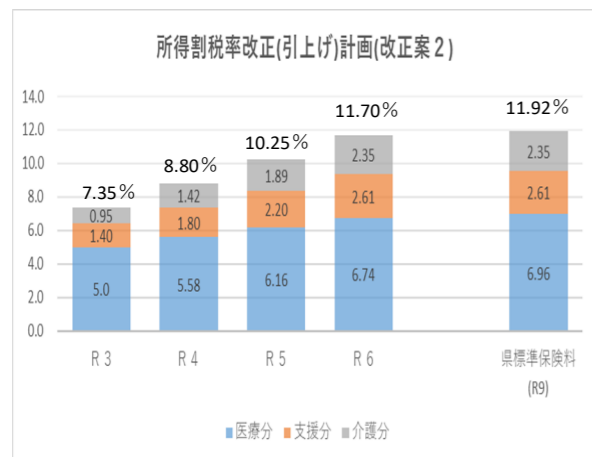
【納付金】

令和3年度の一人あたり納付金額に、直近3年間(R1~R3)納付金の一人あたりの伸び率の平均値に被保険者数を乗じて算出

(2) 県標準保険料率との比較

県標準保険料率統一に向けて、毎年、激変緩和をしながら、段階的に税率を引き上げる。

令和7年度に、県標準保険料率を見据えた税率改正が必要となる。

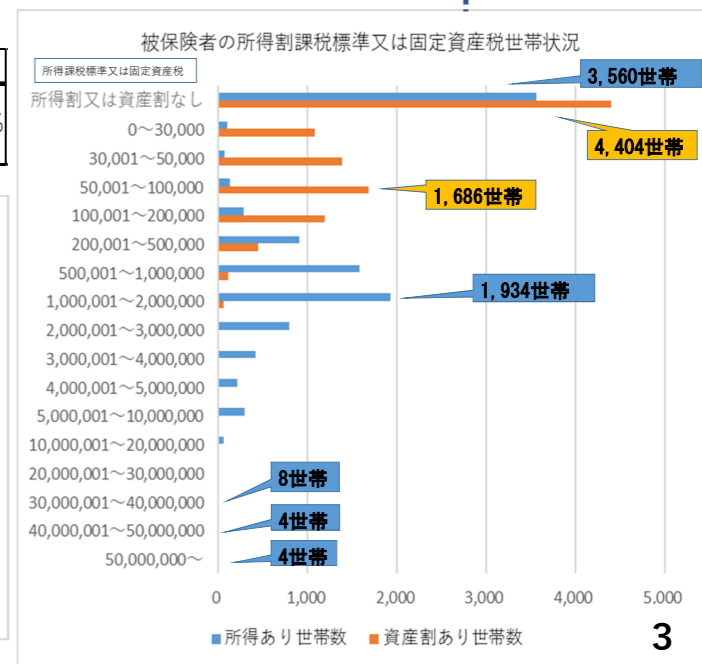
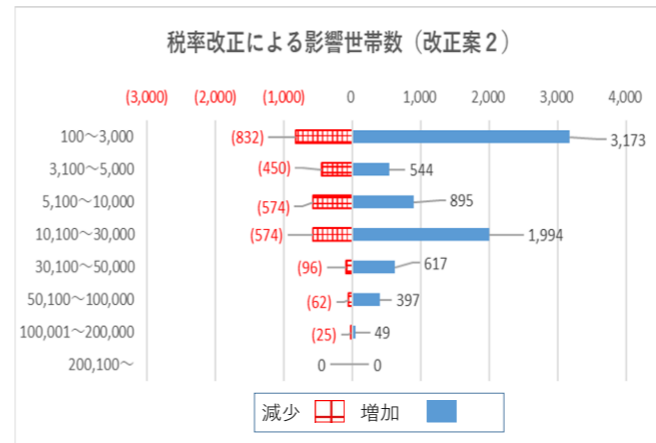


3 税率改正による増減世帯数(R3→R4)

世帯数	資産割あり世帯			資産割なし世帯								
	増加	減少	変更なし	増加	減少	変更なし						
10,369	3,326	55.76%	2,556	42.85%	83	1.39%	4,343	98.61%	57	1.29%	4	0.09%

世帯数	減少世帯数	増加世帯数	変更なし			
10,369	2,613	25.20%	7,669	73.96%	87	0.84%

令和3年度→令和4年度		令和4年度→令和5年度		令和5年度→令和6年度	
増加額	平均: 19,707 最大: 133,400	平均: 18,481 最大: 112,700	平均: 17,456 最大: 89,700	増加額	平均: 11,586 最大: 327,600
減少額	平均: 724 最大: 1,000	平均: 0 最大: 0	平均: 0 最大: 0	減少額	平均: 0 最大: 0



改正案 ③

全て（医療分、支援金分、介護分）において、標準保険料率の平均値で税率設定
～直近3年間（令和元年度～3年度）の県標準保険料率の平均値で求めた税率～

標準保険料率平均値

	R1	R2	R3	平均
所得割(%)	12.11	11.99	11.65	11.92
資産割	-	-	-	-
均等割(円)	54,519	55,077	53,621	54,406
平等割(円)	26,866	26,620	26,072	26,519

【現行】

	医療分	支援分	介護分	合計
所得割	5.00%	1.40%	0.95%	7.35%
資産割	30.00%	4.10%	4.50%	38.60%
均等割	25,300	7,200	7,100	39,600
平等割	25,700	6,400	4,500	36,600

【令和4年度(案)】

	医療分	支援分	介護分	合計
所得割	5.65%	1.80%	1.42%	8.87%
資産割	20.00%	2.37%	3.00%	25.37%
均等割	25,900	8,200	12,800	46,900
平等割	23,500	6,600	-	30,100

【令和5年度(案)】

	医療分	支援分	介護分	合計
所得割	6.30%	2.20%	1.89%	10.39%
資産割	10.00%	1.37%	1.50%	12.87%
均等割	26,600	9,200	14,800	50,600
平等割	21,400	6,900	-	28,300

【令和6年度(案)】

	医療分	支援分	介護分	合計
所得割	6.96%	2.61%	2.35%	11.92%
資産割	-	-	-	-
均等割	27,300	10,200	16,800	54,300
平等割	19,200	7,200	-	26,400

(1) 収支財政見通し

単位：千円



基金の活用が可能
6年度想定で国保税収額が実質納付額を確保できているため、基金を活用し、実質納付額に近づけていく

標準保険料統一

令和7年度及び8年度は、6年度の税率で算定している

改正案における各項目の算定条件

【被保険者数】

令和3年度総合計画人口推計に、直近3年間(R1~R3)の国保被保険者数の減少率を乗じて算出

【国民健康保険税収】

令和3年7月本算定数値を使用、各改正案の税率により1人あたりの税額を求め、被保険者数に乗じて年間税収額を算出(R7及びR8は、R6の税率を使用)

【公費(県支出金等)】

令和3年度の現計予算額に、被保険者数の減少率を乗じて算出

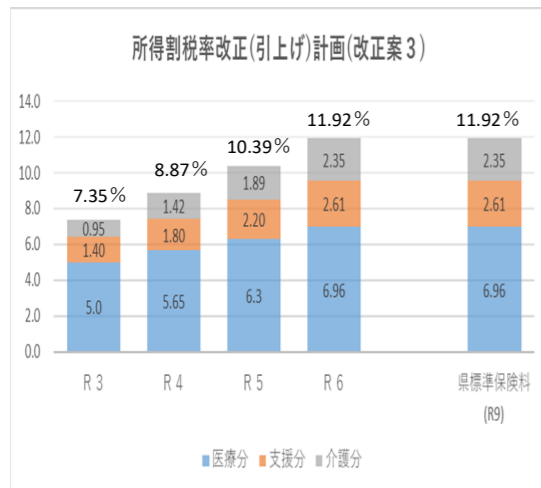
【納付金】

令和3年度の一人あたり納付金額に、直近3年間(R1~R3)納付金の一人あたりの伸び率の平均

(2) 県標準保険料率との比較

県標準保険料率統一に向けて、毎年、激変緩和をしながら、段階的に税率を引き上げる。

令和7年度に、県標準保険料率を見据えた税率改正が必要となる。

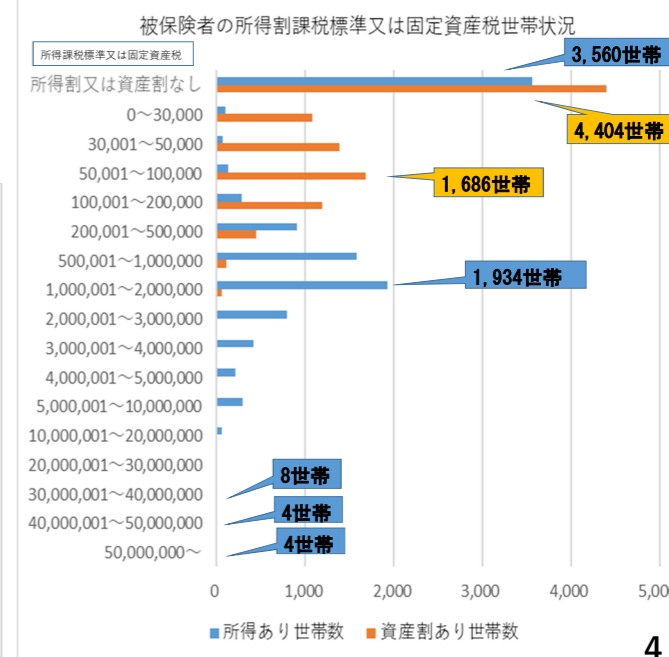
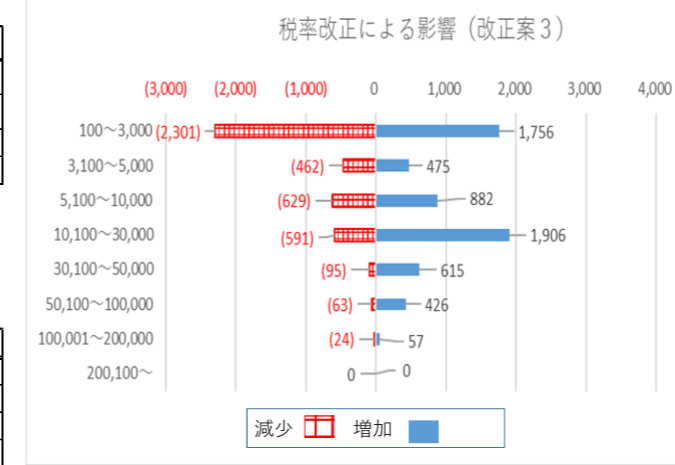


3 税率改正による増減世帯数(R3→R4)

	資産あり世帯 5,965世帯 57.5%			資産なし世帯 4,404世帯 42.47%			
	増加	減少	変更なし	増加	減少	変更なし	
世帯数	10,369	3,243	54.37%	2,649	44.41%	73	1.22%
	2,874	65.26%	1,516	34.42%	14	0.32%	

令和3年度→令和4年度		令和4年度→令和5年度		令和5年度→令和6年度	
増加	平均 20,844 最大 148,000	平均 19,505 最大 116,900	平均 18,680 最大 93,700	増加	平均 11,447 最大 326,000
減少	平均 177,900 最大 1,800	平均 128 最大 300	平均 154 最大 400	減少	平均 154 最大 400

	減少世帯数	増加世帯数	変更なし
世帯数	4,165	6,117	87
	40.17%	58.99%	0.84%



現行と改正案①との比較

【例 1】 総所得額、資産割額、被保険者数等が最も多く占める割合のケース

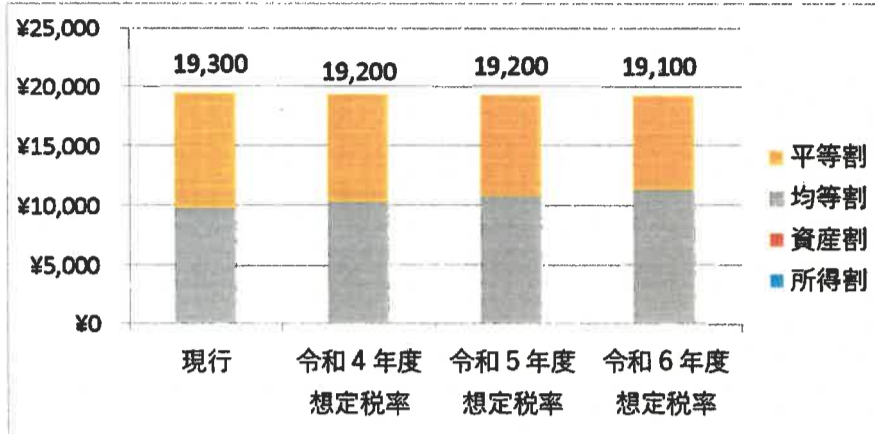
※ 7割
軽減世帯

70歳以上の単身世帯

- 年金収入 100万円
- 所得 0万円
- 固定資産税 0万円

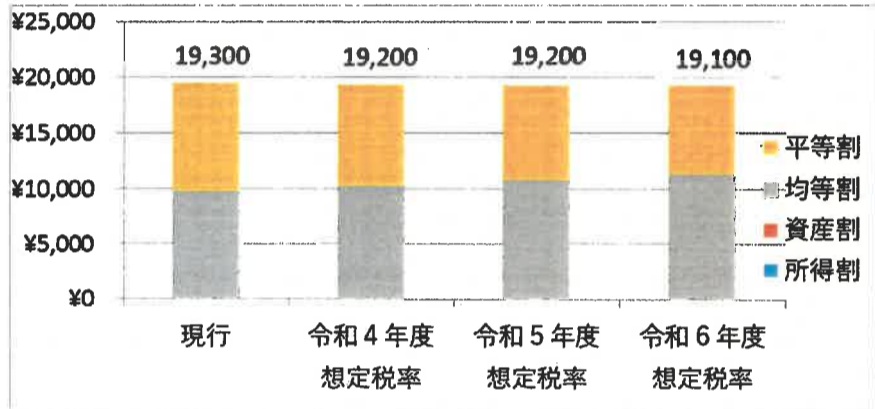
①	総所得額	0円
②	資産税額	0円
③	被保険者数	1人

資産割あり



	① 総所得額	② 固定資産税額	③ 被保険者数	介護該当人数
	0円	0円	1人	0人
	現行	令和4年度 想定税率	令和5年度 想定税率	令和6年度 想定税率
所得割	0	0	0	0
資産割	0	0	0	-
均等割	9,750	10,230	10,740	11,250
平等割	9,630	9,030	8,490	7,920
課税総額	19,300	19,200	19,200	19,100
前年度との差額		-100	0	-100

資産割なし



「資産割あり世帯」及び「資産割なし世帯」ともに、所得割及び資産割の賦課がないため、同様の課税総額となる

	現行	令和4年度 想定税率	令和5年度 想定税率	令和6年度 想定税率
所得割	0	0	0	0
資産割	-	-	-	-
均等割	9,750	10,230	10,740	11,250
平等割	9,630	9,030	8,490	7,920
課税総額	19,300	19,200	19,200	19,100
前年度との差額		-100	0	-100

総所得及び固定資産税がないため、税率（額）改正の影響は殆ど受けない。

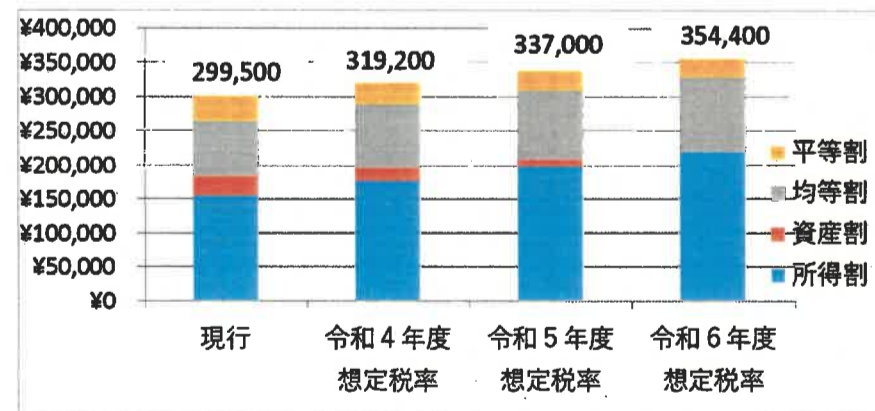
【例 2】 増加額が約2万円から3万円のケース

介護分該当（40～64歳）2人世帯

- 営業収入 430万円 (夫)
- 所得 252万円 (夫)
- 給与収入 37万円 (妻)
- 所得 0万円 (妻)
- 固定資産税 8万円 (76,893円)

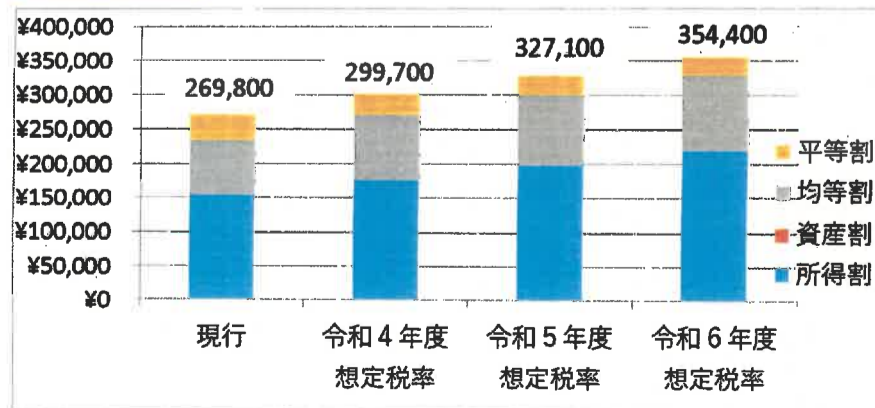
①	総所得額	2,526,203円
②	資産税額	76,893円
③	被保険者数	2人

資産割あり



	① 総所得額	② 資産税額	③ 被保険者数	介護該当人数
	2,526,203円	76,893円	2人	2人
	現行	令和4年度 想定税率	令和5年度 想定税率	令和6年度 想定税率
所得割	154,071	175,871	197,672	219,472
資産割	29,680	19,507	9,896	-
均等割	79,200	93,800	101,200	108,600
平等割	36,600	30,100	28,300	26,400
課税総額	299,500	319,200	337,000	354,400
前年度との差額		19,700	17,800	17,400

資産割なし



「資産割あり世帯」は減額。「資産割なし世帯」は、所得割の増率分のみ影響を受けるため、増額となる

	現行	令和4年度 想定税率	令和5年度 想定税率	令和6年度 想定税率
所得割	154,071	175,871	197,672	219,472
資産割	-	-	-	-
均等割	79,200	93,800	101,200	108,600
平等割	36,600	30,100	28,300	26,400
課税総額	269,800	299,700	327,100	354,400
前年度との差額		29,900	27,400	27,300

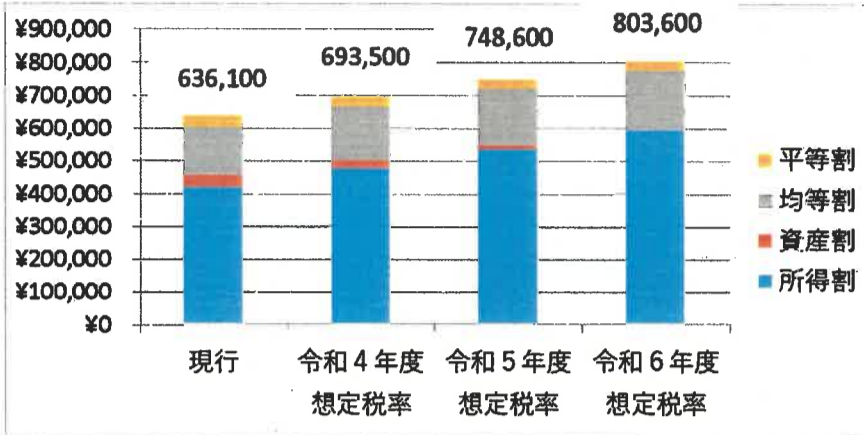
所得割は、税率（額）改正の影響により増額となるが、資産割の減率が課税総額に影響する。

【例3】 夫婦、子ども2人のケース

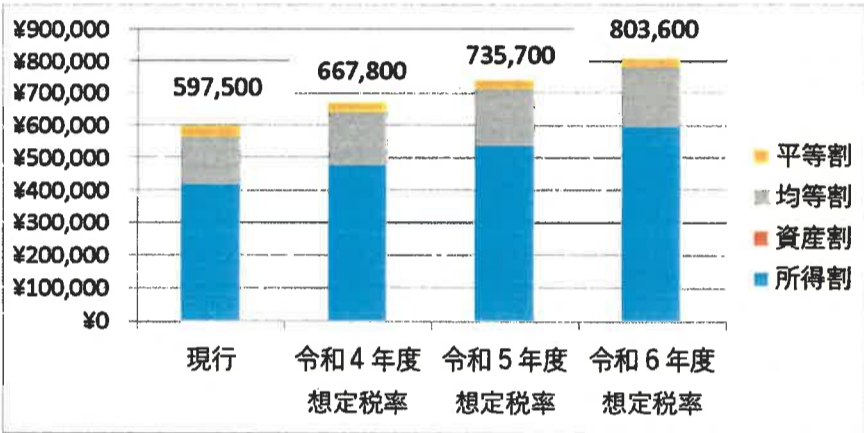
50歳から55歳までの夫婦、子ども（高校生、中学生）

■ 営業収入 800万円 (夫のみ)
 ■ 所得 610万円 (夫のみ)
 ■ 固定資産税 10万円

資産割あり



資産割なし



①	総所得額	6,100,000円
②	資産税額	100,000円
③	被保険者数	4人

	① 総所得額 6,100,000円	② 資産税額 100,000円	③ 被保険者数 4人	介護該当人数 2人
ケースD	現行	令和4年度 想定税率	令和5年度 想定税率	令和6年度 想定税率
所得割	416,745	475,713	534,681	593,649
資産割	38,600	25,730	12,870	-
均等割	144,200	162,000	172,800	183,600
平等割	36,600	30,100	28,300	26,400
課税総額	636,100	693,500	748,600	803,600
前年度との差額		57,400	55,100	55,000

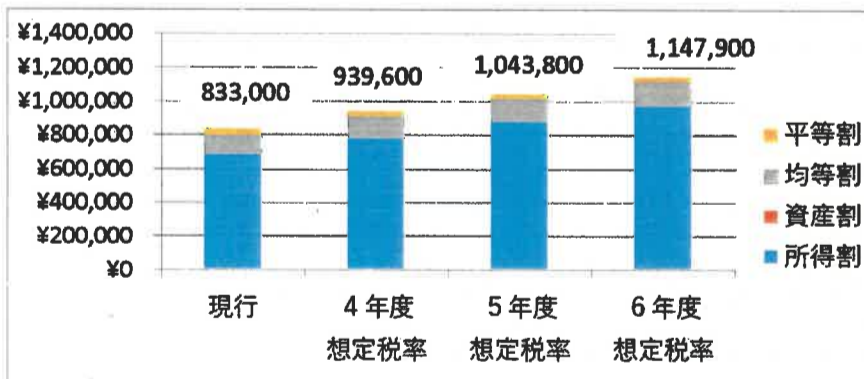
「資産割あり世帯」は「資産割なし世帯」と比較し、減少していく資産割減額分を反映するため、増加額が抑えられる。

	現行	令和4年度 想定税率	令和5年度 想定税率	令和6年度 想定税率
所得割	416,745	475,713	534,681	593,649
資産割	-	-	-	-
均等割	144,200	162,000	172,800	183,600
平等割	36,600	30,100	28,300	26,400
課税総額	597,500	667,800	735,700	803,600
前年度との差額		70,300	67,900	67,900

【例2】同様に、所得割は、税率（額）改正の影響により増額となるが、資産割の減率が課税総額に影響する。

【参考1】 現行から令和4年度想定税率に変更した場合、最高増額ケース

■ 営業収入 1,830万円
 ■ 所得 974万円
 ■ 固定資産税 0円



①	総所得額	9,746,199円
②	資産税額	0円
③	被保険者数	3人

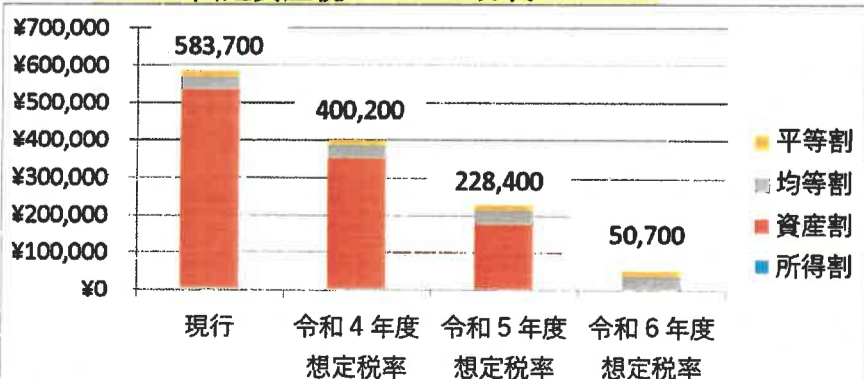
	① 総所得額 9,746,199円	② 資産税額 0円	③ 被保険者数 3人	介護該当人数 2人
ケースD	現行	令和4年度 想定税率	令和5年度 想定税率	令和6年度 想定税率
所得割	684,741	781,629	878,518	975,406
資産割	0	0	0	-
均等割	111,700	127,900	137,000	146,100
平等割	36,600	30,100	28,300	26,400
課税総額	833,000	939,600	1,043,800	1,147,900
前年度との差額		106,600	104,200	104,100

※限度超 (R03):99万円

【参考2】 現行から令和4年度想定税率に変更した場合、最高減額ケース

※5割 軽減世帯

■ 不動産収入 1,905万円 ※損失あり
 ■ 所得 256万円
 ■ 農業収入 273万円
 ■ 所得 5万円
 ■ 給与・年金収入 129万円
 ■ 固定資産税 157万円



①	総所得額	0円
②	資産税額	1,569,500円
③	被保険者数	1人 (介護分あり)

	① 総所得額 0円	② 資産税額 1,569,500円	③ 被保険者数 2人	介護該当人数 0人
ケースD	現行	令和4年度 想定税率	令和5年度 想定税率	令和6年度 想定税率
所得割	0	0	0	0
資産割	535,199	351,097	178,452	-
均等割	32,500	34,100	35,800	37,500
平等割	16,050	15,050	14,150	13,200
課税総額	583,700	400,200	228,400	50,700
前年度との差額		-183,500	-171,800	-177,700

国民健康保険の被保険者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、
次の要件を満たす方は、
申請により国民健康保険税が減免となります。

【減免の対象】

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、
又は重篤な傷病を負った世帯の方 ⇒ **全額免除**
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方 ⇒ **一部を減額**

②の要件

世帯の主たる生計維持者が

(1) 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、

前年に比べて**30%以上減少する見込み**であること

(2) 前年の所得の合計額が1000万円以下であること

(3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

減免額は減免対象保険税額 (A×B/C) に減免割合 (D) をかけた金額

減免対象の保険税額 (A×B/C)	合計所得金額に応じた減免割合 (D)
A 被保険者全員の国民健康保険税額	300万円以下の場合 100%
B 減少が見込まれる収入にかかる前年の所得額	400万円 " 80%
	550万円 " 60%
C 被保険者全員の前年の合計所得金額	750万円 " 40%
	1,000万円 " 20%

※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険税の全部を免除。

令和3年度（全期分）が対象

ご自身が減免の対象となるか、申請に必要な書類等の詳細については、
まずは保険課国保年金係にお問い合わせください。

袋井市役所 保険課 国保年金係 電話：0538-44-3113（直通）

メールアドレス：shimin@city.fukuroi.shizuoka.jp

HP：<https://www.city.fukuroi.shizuoka.jp/>（「袋井市 国保」で検索）

国民健康保険税に係る収納状況について

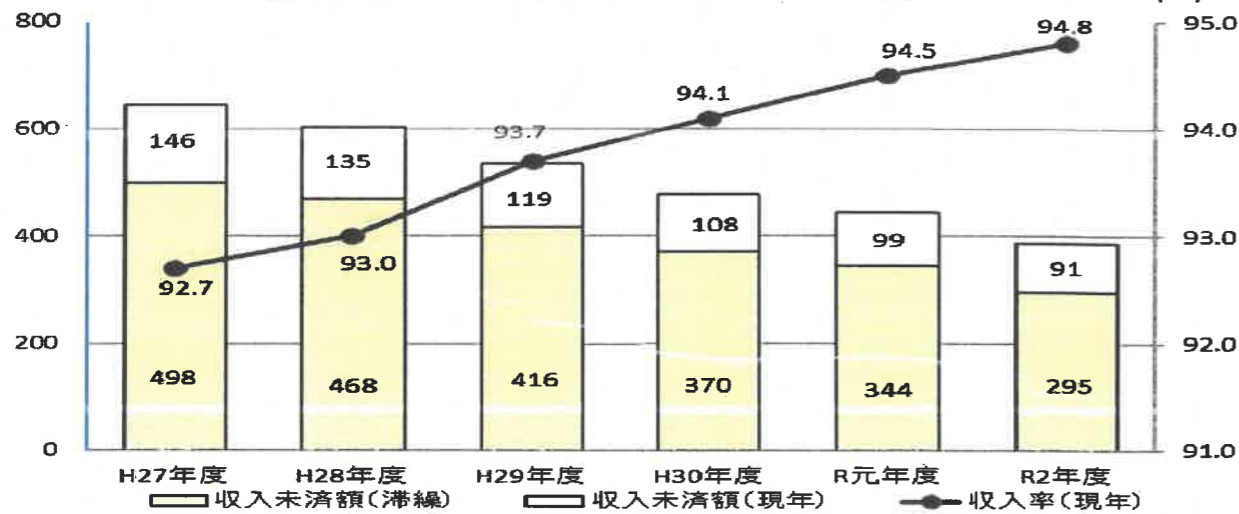
1 国民健康保険税の収入未済額と収入率の推移

(単位：百万円・%)

項目	年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
収入未済額	現年	146	135	119	108	99	91
	滞繰	498	468	416	370	344	295
計		644	603	535	478	443	386
収入率	現年	92.7	93.0	93.7	94.1	94.5	94.8
	滞繰	17.5	18.3	19.1	21.0	23.1	24.7
県内23市平均収入率	現年	91.24	92.61	93.48	94.20	94.35	94.37%
	滞繰	19.46	22.08	23.19	24.65	25.58	25.84%

(百万円)

国保税の収入未済額と収入率の推移



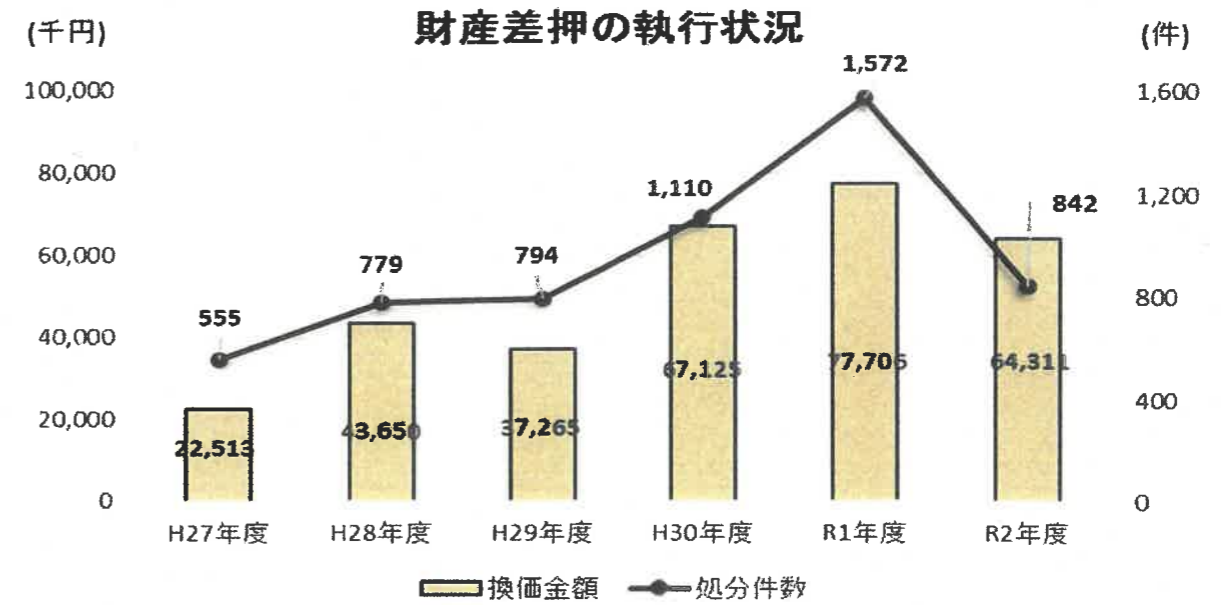
2 滞納処分の執行状況

(単位：件・千円)

項目	不動産	預貯金	土地賃借料	支払請求権等	動産	計	
平成27年度	差押件数	3	369	25	158	0	555
	換価金額	0	10,106	3,892	8,515	0	22,513
平成28年度	差押件数	10	609	12	148	0	779
	換価金額	0	33,994	2,528	7,128	0	43,650
平成29年度	差押件数	9	620	1	164	0	794
	換価金額	0	30,880	303	6,082	0	37,265
平成30年度	差押件数	7	866	0	237	0	1,110
	換価金額	0	52,926	0	14,199	0	67,125
令和元年度	差押件数	0	1,236	0	336	0	1,572
	換価金額	0	59,133	0	18,573	0	77,706
令和2年度	差押件数	0	469	2	371	0	842
	換価金額	0	27,746	1,907	37,688	0	64,341

*換価金額：差押財産を取り立て、滞納市税に充当した金額

*等：保険・給料、国税還付金を含む



3 令和2年度 国民健康保険税収納状況

(単位：千円・%)

項目	収入率 (%)			R2-R1 増減	アクションプラン	アクションプラン
	R2	R1	H30		R2目標	達成状況
現年度分	94.8	94.5	94.1	0.3	94.0	0.8
滞納繰越分	24.7	23.1	21.0	1.6	20.7	4.0
計	81.0	79.6	77.6	1.4	75.4	5.6

◇国保税の滞納額 4.43億円→3.86億円(0.57億円減少)

◇R2年度国保税現年一般分の収入率が、9年連続県基準徴収率(91.0%)をクリア。

◇アクションプランのR2目標収入率について、現年度分、滞繰分ともに目標を達成した。

令和3年度	目標収入率	現年度	95.3%	滞納繰越	25.7%
	行動目標	滞納処分	520件		